

天津市政府と進出日系企業との意見交換会 議事録

1. 日時： 2017年11月28日（火）14：30～18：00
2. 会場： 天津津利華大酒店 2階金華庁
3. 主催： 天津市人民政府外商投資弁公室
天津日本人会、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所
4. 言語： 日中同時通訳
5. 次第：
 - ・ 開催趣旨および主な出席者紹介（天津市商務委員会）
 - ・ 政策説明「企業の環境保護対策、関連規定、企業が注意すべき事項」（天津市環境保護局）
 - ・ 政策説明「企業の安全生産取締り、関連規定、企業が注意すべき事項」（天津市安全監督局）
 - ・ 日系企業が直面する問題と建議（天津日本人会）
 - ・ 日系企業が直面する問題と建議に対する解決と回答（天津市各政府部門）
 - ・ 質疑応答、意見交換
 - ・ 総括
6. 議事録：

（天津市商務委員会 張愛国主任）

尊敬する飯田博文公使、堂ノ上武夫ジェトロ北京事務所長、永田岳彦天津日本人会会長、趙海山天津市人民政府副市長、そして在席の皆様、こんにちは。

天津政府と進出日系企業との意見交換会を始めます。私は天津市商務委員会主任の張愛国です。本日私が司会を務めます。

昨年12月20日、天津市共産党委員会の李鴻忠書記が天津市でジェトロの石毛博行理事長一行と会見しました。双方は天津市と日本の投資貿易協力の強化をめぐって友好的な交流を行い、今後重点的に推し進める協力分野および展開予定の事業について合意に至りました。双方の指導者の会見で得られた成果を確実に実施し、さらに協力を強化するため、今年の5月、双方は

共同で「日本貿易振興機構と天津市人民政府との投資および貿易業務強化に関する覚書」に署名しました。本日、天津政府と進出日系企業との意見交換会を開催することは、覚書の内容の一つです。これは、中国共産党第19回全国代表大会の精神と天津市共産党委員会と市政府企業家工作会議の精神を貫徹し、天津市全面的開放の新たな枠組みの形成を推し進め、さらに天津市の投資および経営環境の最適化を図ることにより、天津市の日系企業が直面している困難および問題の解決に協力し、天津の日系企業の持続的な発展を支援することを目指すものです。

本日は、天津市人民政府・趙海山副市長、日本駐中国大使・飯田博文公使、ジェトロ北京事務所・堂ノ上武夫所長、天津日本人会・永田岳彦会長ならびに在天津日系企業責任者、ジェトロ北京事務所、天津日本人会、天津市商務委員会、環境保護局、安全生産監督管理局、警察局、人力資源社会保障局等32の部門および関連の区の責任者など多くの指導者およびご来賓の方々にご出席いただいています。ここに、今回の会議に出席の来賓の皆様、日系企業の方々および天津市の関連部門の皆さまに、心から歓迎と感謝の意を申し上げます。

本日の会議の主な内容は以下のとおりです。まず、天津市環境保護局および天津市安全生産監督管理局関連責任者が、環境保護および安全生産の関連規定および企業注意事項について発言します。次に、天津日本人会の永田岳彦会長が在天津日系企業を代表して、これまでに直面した困難、問題点および提案について発言します。それから、天津市の関連部門が企業が提出した問題をその場で説明します。最後に、日本駐中国大使館の飯田博文公使からの発言と趙海山副市長の発言があります。

それでは、会議を開始します。まず、天津市環境保護局の謝華生副局長、企業の環境保護監督管理および関連の規定ならびに企業注意事項について発言をお願いします。

(天津市環境保護局 謝華生副局長)

尊敬する趙海山副市長、ジェトロ、在中国日本国大使館、天津日本人会ならびに日系企業の皆さま、こんにちは。

ここ数年の天津市の環境大気質の改善状況および皆さまが関心をお持ちの秋冬季の大気汚染対策への取り組みに関する施策、要求を簡単に紹介します。

まず、天津市の大気質の改善状況について報告します。

国務院は2013年に「大気汚染防止行動計画」いわゆる「大気十条」を実施しました。中国共産党天津市委員会・天津市政府は全力かつ全面的に実施へと移し、大気質改善の目標をめぐっ

て、各方面の取り組みを着実に推進したため、大気汚染防止業務と大気質の改善は大きな進展を見せました。2016年、天津市全体のPM2.5の年平均濃度は2013年と比べて計28.1%改善され、1m³当たり69 μ gとなり、国家の「大気十条」で定められた25%の削減目標を前倒しして達成しました。

今年の11月26日の時点で、PM2.5の累計濃度はすでに1m³当たり62 μ gとなっております。特にここで皆さんに報告したいことは、10月1日、国家が定めた秋冬季大気汚染防止への取り組みの実施以降、天津市のPM2.5の累計濃度は昨年と比べて26.2%改善され、1m³当たり59 μ gとなりました。11月当月の濃度は昨年比と比べて44.4%改善され55 μ gとなりました。通年の状況から見ますと、今年8月のPM2.5の月濃度は1m³当たり37 μ gとなり、天津市としては過去最高記録です。

天津市全体の大気質の改善は、中国共産党天津市委員会・天津市政府の確固たる指導・各部門の協働と切っても切れない関係にあり、さらには多くの企業のご理解とご指示とも切り離して考えることはできません。2013年以降、天津市で完遂した大気汚染対策の各種事業は累計で2,215件、その内、2013年は70件、2014年は343件、2015年は473件、2016年は610件、2017年は719件となっており、全体的に見ますと、石炭抑制、粉塵抑制、クルマ抑制、工業汚染抑制、新規事業汚染の抑制といった5つの汚染対策に分けられます。

1つ目は、石炭燃焼の汚染を厳格に抑制することです。天津市全体では2016年において30万kW以上の石炭燃焼ユニットの超低排出対策を終え、今年は4社で19組の自家発電石炭燃焼ユニットの超低排出対策を完成しました。対策を実施した後、石炭燃焼の石炭発電ユニットと自家発電所が排出する濃度はガス燃焼発電所の排出レベルを下回っています。これと同時に、天津市全体で1万1,122台の石炭燃焼ボイラーの洗い出しを行ない、燃焼改善対策を実施しました。その内、1万938台がすでに燃焼改善または操業停止となり、保留して使用していた184台の石炭燃焼ボイラーも順次、改造・整備され、国が規定した特別排出制限の要求、さらには超低排出の要求に達しました。また、国の「電力が適したものは電力を使用し、ガスが適したものはガスを使用する」の要求に応じ、天津市全体の121万世帯の都市部・農村部の散炭クリーン任務を国が要求した3年より早い、2年で完成しました。今年は国が伝達した29万世帯の任務をベースに50万世帯の任務を終え、今年の年末までには61万3,000世帯の任務を終える予定です。現在都市の散炭はすべてゼロになっており、来年は天津市全体で散炭ゼロの整備任務を終える予定です。以上が石炭燃焼汚染対策です。

2つ目は、粉塵汚染の防止です。工事現場の周辺には囲いを設け、シートで覆い、車両を洗浄し、地面を固め、埃の立たないように水を撒き、残土密閉輸送という「6つの100%の砂埃抑制基準」を実施しています。また、道路の砂埃に対しては、1,725台の道路用散水車両を新規導入し、市街地、濱海新区で毎日2回以上の機械による散水作業を行うようにしています。天津市全体で2万1,000カ所の201㎡のむき出し地面を緑化、地固め、またはシートを貼るなどの対策を実施しました。このほか、衛星リモート技術、ドローンなどの技術を利用して、穀稈燃焼禁止の保障を強化しました。天津市は現在、通年の穀稈の総合利用がすでに97%以上に達しており、全市の10カ所の農業関連エリアにはインターネット+高架ビデオ自動モニタリングシステムを585セット設置し、スマート識別、自動アラーム警報などを実施しています。

3つ目は、クルマ・船舶の排ガス汚染を厳格に抑制することです。今年4月30日、天津港は大型ディーゼル車、トラックの石炭輸送を全面的に禁止し、3カ月前倒しして国の要求どおり達成しました。その効果としては、毎年の車両輸送による石炭を6,000万t削減し、集積港の大型ディーゼル車両を延べ200万台削減することができます。2017年6月1日から、天津市は大型トラックの外環線以内の道路における通行を禁止しました。2018年1月1日から、国Ⅰ基準、国Ⅱ基準の軽ガソリン車の外環線およびそれ以内の道路における通行を禁止する予定です。また、2015年、天津市全体で国Ⅰ排ガス基準未達成のガソリン車および国Ⅲ排ガス基準未達成のディーゼル車である「黄標車」29万台を廃棄した上で、この2年間で私ども天津市は老朽車両を累計20万台も廃棄いたしました。さらには、今年9月30日から、天津全市では車輛用燃料の国Ⅵ基準を実施しています。この国ⅥがユーロⅥに相当し、ユーロⅥ基準に対応しています。

4つ目は、工業汚染対策を厳格に実行することです。工業企業に向けた623件の基準値アップと改造事業に対して、天津市全体の火力発電、鉄鋼、建築材料、非鉄金属などの重点業界はいずれも特別排出制限値に達しました。天津市全体の揮発性有機化合物（VOC）の重点企業452社に対して全面的に整備と改造、いわゆるVOC対策を終えました。VOCを取り扱う一般企業1,574社すべてにファイルとカードを作成し、日常の監督管理に組み入れました。また、鉄鋼・鋳物・建築材料などの企業181社に対して1社ずつ逸散排出の対策を終えました。規模が小さく、配置が散乱し、環境を汚染するいわゆる「散乱汚」企業の整備に関しては、天津市全体で1万8,954社を洗い出し、その内、9,081社がすでに操業停止で取り締まられ、断水、停電、原料・設備・工場を整理する「両断三清」を実施しました。その他、原位置で改造された6,967社とさらには立ち退き改造でパーク内に移転した2,906社に関しては、すでに計画に基づき全面的に実施

しており、2018年年末までにはすべて終える予定です。

5つ目は、新規事業の汚染対策を厳格に実行することです。「第12次5カ年計画」以来、環境保全の許認可を得た新規建設・改築事業は二酸化硫黄、窒素酸化物およびVOC総量に関する国の倍量代替を全面的かつ厳格に実施に移しました。つまり、もし二酸化硫黄を1 t 排出すると、新規事業では従来の汚染排出を2 t 削減しなければならないことを「倍量代替」と呼んでいます。

ここまで皆さんに報告したのは、大気質の改善状況と大気汚染対策の進展についてです。

次に、2017～2018年の秋冬季大気汚染防止の取り組みの施策と要求について報告します。

国は2017年10月1日から2018年3月31日までの6カ月間を秋冬季大気汚染防止の取り組み任務時期と位置付け、一連の大気汚染対策を実施しています。中国共産党第19回全国代表大会では、生態文明建設の顕著な成果を、これまでの5年間で得た歴史的成果、発生した歴史的変革の重要部分として提起し、中国の生態環境保護は認識から実践へと歴史的、転換点的そして全般的な変化が起こっており、思想認識レベル、汚染対策への取り組み、制度発表の頻度、監督管理法執行の基準、環境質改善の速度のどれも前代未聞であると報告されています。とりわけ、中国共産党第19回全国代表大会の報告では、人と自然の調和の取れた共生の維持が取り上げられ、これを新時代で堅持し、発展する重要な施策に据え、2020年には汚染対策の攻略戦に必ず打ち勝ち、2035年には生態文明が全面的に向上し、中国が美しい社会主義近代化強国になることが明確に掲げられました。このため、党中央、国務院は秋冬季の大気汚染防止を政治任務と民生プロジェクトとして、全面的に統一配置を行い、市委員会・市政府は国家の要求を断固として徹底し、秋冬季大気質改善を人民群衆の満足感、幸福感を確実に強化する重要な施策と位置付けています。今年10月から翌年3月まで、国が明確に提起した目標改善、重点任務に基づき、難題解決に取り組みます。主に次の面が含まれます。

1つ目は、規模が小さく、配置が散乱し、環境を汚染するいわゆる「散乱汚」企業の適切な処置であります。先程述べましたので、ここでは省略いたします。

2つ目は、ピークシフト生産と運輸の全面的実施であります。これには国が定めた要求が含まれ、国の要求に基づき、天津市全体で秋冬季にピークシフト生産とピークシフト輸送を行う企業を全面的に洗い出し、重点企業を明確にしたうえで、「一工場に対して一対策」を実施し、ピークシフト生産とピークシフト輸送を確実に行ってもらいます。10月1日から、天津市全体の車両を使用する重点企業27社は全面的にピークシフト輸送を実施し、企業の所有車両の中の

国Ⅲおよびそれ以下の排出基準の車両には使用停止措置をすでに厳格に実施しています。コークス業界はすでにコークス出荷時間を48時間に延長し、10月1日より、鋳物、鉄鋼、原料薬品、非鉄金属、リサイクル、建築材料など13業種の396社の重点企業で全面的にピークシフト生産を実施しています。

3つ目は、砂埃と面源汚染を厳格に抑制することです。10月1日から天津市全体の建設エリアでは全面的に土石作業を中止し、市政府から特別工事の許認可を受けた事業に対して6つの100%砂埃抑制措置を厳格に実施に移しています。ここで少し申し上げておきたいのは、土石作業の抑制とは建設エリアに対する要求であり、その後、市政府が重要な民生に関わる事業に対しては特別許可を出しますが、さらに厳しい要求があり、必ず6つの100%砂埃抑制措置を厳格に実施していただかなければならないというものです。また、天津市全体で1,780件の建築工業、132件の家屋立ち退き工事に対して、すでにオンラインの赤外線監督抑制と砂埃抑制、砂埃モニタリングの24時間動態モニタリングを実施しており、砂埃対策がしっかり行われていない企業に対しては、ただ直ちに特別工事資格を取り消し、規定の上限に沿って処罰し、入札資格を一時停止し、社会に向けて公開するようにしています。

4つ目は、重度の大気汚染天気への積極的な取り組みです。京津冀（北京市、天津市、河北省）の共同防止、共同抑制、共同整備に関する国家のさらなる推進施策を確実に実行に移し、各省・市が重度の大気汚染天気の緊急時基準、緊急時措置、緊急時対応の手順を統一しています。市政府は国の要求に基づき「天津市重度の大気汚染天気の緊急時マニュアル」を印刷、配布し、実施しています。重度の大気汚染天気の発生が予測されたときには、天津市全体の重点工業企業、一般工業企業は国家と緊急時対応の要求が統一された実施対応措置に基づき、汚染物排出のピーク値を全力で削減するように努めています。

最後の1項目は、法に基づき法執行の監督管理を実施することです。秋冬季大気汚染防止の取り組みに対する特別法執行検査を全面的に実施し、石炭燃焼施設の排出と石炭質の基準値達成状況を厳格に点検し、流通分野における石炭質の抜き打ち検査結果と処罰状況を毎月公表しております。また工業排出源を全面的に洗い出し、とりわけ重点業界、重点企業に対して監督管理を強化し、安定的に目標達成ができない企業に対しては、操業中止・是正の命令を出し、基準値を超えて汚染物質を排出した企業に対しては法に基づき処罰をしております。

私からの紹介は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(天津市安全生産監督管理局 宋国副局長)

尊敬するご来賓の皆様、指導者の皆様、こんにちは。

まず、私は天津市安全生産監督管理局を代表して、天津市安全生産（訳注：労働者の安全、健康および国の財産を保護する基本的条件）業務への皆様の関心と支持に心から感謝します。

以下、2つの問題について話します。

一つ目は、中国の安全生産法律・法規の関連規定を説明します。

企業は安全生産の責任主体であり、法律・法規に規定する安全生産義務を積極的に履行することこそ、安全を脅かす事故の発生を根本的に防止し減少することができます。企業が主体责任を確実に履行することを促進するために、中国は法律・法規で明確に規定しています。2014年に修正された「中華人民共和国安全生産法」では、企業の主体责任がさらに強化されました。昨年、天津市は新しい安全生産法に基づいて天津市安全生産条例を改定し、生産経営組織の主要責任者およびその他の責任者ならびに現場の安全作業管理等多数の具体的規定をさらに細分化しました。また2015年には、天津市政府は「天津市の企業安全生産主体责任の履行に関する実施弁法」を公布・実施し、企業の安全主体责任の内容を全面的に規範化しました。

これから、天津市は国务院の要求に合わせて、天津市安全生産委員会弁公室の「企業全員安全生産責任制取組の全面的強化に関する通知」を公布・実施することにより、安全生産の規範化を一層図る予定です。

以上をまとめると、中国の安全生産関係の法律・法規は、企業の安全生産主体责任に対して、主に次の9つの面で具体的に規定されています。

第1に、安全生産責任制および管理制度の整備と確立です。企業の主要責任者は安全生産の第一責任者であり、企業の安全生産作業の全ての責任を負います。そして、全面的な企業安全生産責任体系の構築を促進し、全員安全生産責任制を実行し、主要責任者、安全管理機関等各レベル、各部門の職責範囲と具体的職務内容を明確にし、定期的に責任制の審査および賞罰を行うことにより、全員が責任をもって安全生産に取り組むという好ましい状況を形成します。

第2に、安全生産管理機関の創設および安全管理スタッフの配置です。各企業に対し、法に基づいて安全生産管理機関の創設、安全生産規則・制度の制定、潜在的な危険の徹底調査・管理、安全研修教育、改善措置の徹底等具体的な作業を要求しています。各企業は安全生産管理能力および経験のあるスタッフを配置し、スタッフに規則違反行為の是正および阻止、他部門の潜在的な危険の改善と監督管理等の安全管理権限を与えなければなりません。また条件の整

った企業は、資格を持っている安全管理技術者を雇用することができます。特に金属製錬、危険化学品等のハイリスク企業は、安全生産管理部門を設置し、専門の安全管理スタッフを配置する必要があります。

第3に、従業員への安全生産研修教育を展開することです。まず、企業は内部の安全生産教育研修を強化し、企業の従業員、派遣労働者および実習生等のスタッフが作業に必要とする安全生産知識の学習を促進し、安全生産技能を向上させ、事故の予防および応急処理能力を強化します。次に、主要責任者および特殊作業スタッフは、関連研修および審査に参加し相応の資格を取得してから、関連作業に従事することです。それと同時に、企業は研修教育記録を作成し、研修教育状況を如実に記録しなければなりません。

第4に、相応の安全生産条件を満たすことです。各企業は法律・法規、規則および国家基準に規定する安全生産条件を満たし、安全生産設備の保守・メンテナンスを強化し、定期的に点検を行い、可燃性ガス、検知警報器等安全設備を使用可能な状態に保ちます。また各企業は先進的な安全生産技術、設備および工程を積極的に取り入れ、立ち遅れた製造技術を淘汰し、安全生産の科学技術保障レベルの向上に努めなければなりません。

第5に、安全リスク監督管理の強化です。企業は関連の制度および規範に基づいて、安全評価、安全基準化の構築および緊急対応マニュアルの作成等の作業を結びつけ、安全リスクの識別を強化しなければなりません。また、識別された安全リスクの分類・整理を行い、リスクの種類を確定し、異なるリスクに対して相応のリスク評価方法で、リスクの等級を確定するとともに、リスクを効果的にコントロールします。リスクの回避、低減およびモニタリングに努め、常にリスクをコントロールできる範囲内にあることを確保します。

第6に、生産における潜在的な危険についての徹底調査と監督管理を日常的に展開することです。各業界の企業は安全リスクの徹底調査と監督管理制度を確立し、企業の工程の特徴、主なリスクポイントおよび国家基準の要求に基づいて、自主検査表を作成し、定期的に潜在的な安全リスクの調査・監督管理作業を行わなければなりません。自主検査能力を備えていない企業は、仲介機構に依頼して自主検査を行うことができます。調査・処理された潜在的な安全リスクについては危険管理台帳を作成し、責任者、改善措置、改善期限および資金を明確にした上、規定期間内に再検査を行い、改善の追跡評価資料を保管し、安全リスクの改善を徹底的に行わなければなりません。

第7に、現場の安全管理強化です。危険化学品等の危険物の安全監督管理を強化し、危険化

学品安全管理条例の規定に基づいて、各項目の安全管理措置を整備し、法に基づいて生産、保管、使用しなければなりません。特に重大な危険源に対しては、効果的な検出および監視を実施し、同時に、企業は危険作業安全管理を強化するため、作業票（訳注：安全面の書面契約。検査および施行するスタッフ双方が共有し、強制的に守らなければならない）制度を厳格に実施し、スタッフのために検定に合格した労働防護用品を用意し、法律・規則違反行為の発生を根絶しなければなりません。

第8に、作業現場での労働災害の予防および低減です。各企業は定期的に労働災害要素の検査作業を展開し、危険物の類別ごとに防止措置を確定し、労働者には勤務前および定期的な労働衛生研修を通して、労働衛生に関する知識を普及し、それが引き起こす可能性のある職業病危害および結果を告知した上、効果的な職業病対策工程技術を採用し、職業病の発生を根絶しなければなりません。

第9に、事故の緊急対応救助および処理作業の強化です。各企業は生産安全事故緊急対応マニュアルを策定し、定期的に演習することで、作業現場の緊急対応措置を徹底し、事故が発生した場合は速やかに報告し、事故時の救助及び後続の処理作業に協力しなければなりません。

以上は一つ目の問題です。主に国の法律・法規に規定する安全生産の具体的な要求です。

これから二つ目の問題についてお話します。これは企業の安全生産作業の強化についての提案です。

天津市の安全生産における潜在的な危険についての徹底的な調査と整備の実行状況から見ると、多くの日系企業は中国の関連法律・法規を守り、順法意識が高く、整備された安全管理体制を持っており、安全生産管理機関および管理スタッフの配置も整っています。また従業員の入れ替わりが比較的少なく、各職場のスタッフの経験も豊かで、大多数の企業の安全管理レベルが高く、内部には厳格な安全管理自己評価体系があります。一部の企業は、潜在的な危険についての徹底調査・管理を重視しており、積極的に安全に関する問題を改善し、そこから得た経験を潜在的な危険の検査と改善に活かして、発見された問題が速やかに改善されることができます。しかし法の執行において、一部の企業には以下のいくつかの問題が見られています。これらの問題はみなさんに注意を払っていただきたいと思います。

第1に、法律・法規、基準・規範に対する理解が不十分で、安全生産に関する最新の法律・法規を自発的に勉強し理解しようという意識および行動力が不足し、自らの業界と分野の国家基準を把握することが不十分とのことです。例えば、職業病の予防および治療に関する規定に

ついてよく知らず、一部の企業には未成年のスタッフに職業病の恐れのある仕事をさせる行為が存在します。

第2に、一部企業の現場管理の規範化が不十分です。例えば危険化学品の保管管理に多くの抜け穴が見られ、専用倉庫に保管せず、屋外保管、決められた範囲を超える保管等の規定違反行為が見られます。また、可燃性ガス検知警報器、洗眼器および溶脱装置等の安全設備メンテナンスも不徹底です。

第3に、より深く隠れた危険を察知する能力が欠けており、一部の見慣れた潜在的な危険についてしばしば見過ごしがちです。

第4に、一部の企業法人の変更が比較的頻繁なため、各項目の変更管理、特に労働衛生関連の管理作業がかなり後れを取っています。

そのため、日系企業の安全生産作業に対して、以下の提案をします。

第1に、法律・法規規定内容の理解、学習および執行の強化です。現在、中国の安全生産関連の法律・法規は変更が速く、広範囲にわたるため、企業は進んで法律を理解し、法律規定内容を確認し、しっかり学習する上で、企業の安全生産関連の法律・法規のデータベースを作成し、従業員の法律知識研修を強化しなければなりません。各企業は各項目の法律規定を真剣に執行し、法律・法規の責任条項についての学習および実行を強化し、法律・法規違反行為の発生を根絶しなければなりません。また国家基準の面では、企業の生産工程および特徴について、関連の強制的基準および国家基準の強制的条項、特に安全距離および危険化学品の保管等の規定を厳格に守らなければなりません。

第2に、企業の主体责任の強化です。企業は法定職責および義務を厳格に履行し、主要責任者が安全生産の第一責任者であるという意識を確立し、自律精神、持続的な改善という内発的なメカニズムを構築しなければなりません。全員安全生産責任制度を徹底し、安全生産の責任、投入、研修、基礎管理及び緊急救助活動などをしっかりと行わなければなりません。

第3に、潜在的な危険に対する徹底調査と監督管理の強化です。現在、天津市安全生産徹底調査・監督管理情報システムがすでに運用されており、1万社以上の企業が登録しています。各企業は従業員が潜在的な危険を徹底的に調査する自発性を引き出し、事実どおりに調査・監督管理の状況を記入し、自社における事故の潜在的な危険に対して速やかに対策を講じ、それを取り除かなければなりません。改善が難しい場合は主要責任者が先頭に立って監督し、一層力を入れ、潜在的な危険を徹底的に取り除かなければなりません。重大な事故の潜在的な危険

については、段階的に報告し、速やかに改善を促し、潜在的な危険の監督管理のために、条件を満たす企業に対して特別資金を申請します。さらに、内部の責任追及に力を入れ、内部の責任者に経済的または行政的な処分を行うことにより、潜在的な危険の徹底調査・監督管理制度の確実な実行を確保します。

第4に、日系企業の先進的な管理モデルを中国の法律・規定と融合させることです。日本は先進国として、豊かな安全生産管理の経験と先進的な管理モデルを持っています。しかし、実際の管理において、中国の法律・法規の要求に適合することを注意し、各規定を厳格に順守し、二重基準の管理モデルの運営を避け、構造が明確で効率の高い安全管理モデルの形成に努めなければなりません。

私からの説明は以上です。ご清聴ありがとうございました。

(天津日本人会 永田岳彦会長)

天津日本人会の永田です。本日はこのような場を設けていただきありがとうございました。心から感謝しています。

市政府の皆さまへの要望事項を話させていただきます。すでに、ジェトロから、本日、私が話す内容について、細かい内容が事前に渡されているかと思しますので、具体的な内容はそちらをご覧くださいと思います。私はその中から、概要を話させていただきます。

まず、最初に、環境問題から。先程、環境に関する対策などを説明いただきました。天津にいる日系企業は、これは相反する2つの大きな問題と思っています。

1つは、駐在している我々にしてみれば、この天津市の深刻化する大気汚染に関して、VOC対策も含めて、天津市政府が対応しようとしている具体的な施策をぜひ教えていただきたいところです。先程と少し重複するところもあると思いますが、これが我々日系企業から出ている声の大きな1つです。

一方、当然、環境汚染に対して、日系企業の製造業中心に規制が入ってきます。例えば、大気汚染の濃度とか、におい、それから煤煙に対して、市政府から規制をかけていかないと大気汚染は改善しないと理解しています。ただ、突然の操業停止は絶対に避けてほしいと願います。我々は法に反して業務を続ける気持ちはありません。例えば、新しい法律を制定する際にその基準をしっかりと明確化してほしいこと、あるいは少なくとも、早めに事前に規定が強化されという知らせをいただければ、我々も非常に対策も取りやすく業務がしやすい次第です。

環境に関して、2年前に起きた天津の爆発事故以降、危険品全体の輸入許可の見通しがなかなか立たないような状況です。これは昨今危険物も非常に種類が多くなかで、対応する省庁の方々も判断に困惑されると思います。制限がかけられると、特に製造業は原材料の調達にかなりの時間を要して、最終的には製造にも大きなダメージを受けている状況です。各種行政許認可申請手続きも、もう少し簡素化していただければありがたい次第です。

開発区では、区の基準、区の指導と、市政府の基準・指導の内容が若干異なり、二重に監査や指導をされています。これも一元管理をお願いしたいところです。

空港関係では、赴任者、帰任者に対する、別送品、輸出入の別送品の手続きの簡素化をお願いします。特に天津市への赴任者が、引越し手荷物を受け取るまでに約1カ月の時間を要していると聞いています。1カ月要するという事は航空便で送っても時間的には何のメリットもない状況です。これも手続きの簡素化をお願いしたいと思います。拡大された天津空港のターミナルの出発ロビーに関して、パッセンジャー・ボーディング・リフト、リフト等、大規模に増築されて利便性も向上していると思いますが、到着エリアに関して、特に手荷物のターンテーブルが不足していると感じている駐在員が多くいます。これも顧客サービスのためにもターンテーブルを増設していただければと思います。

交通関係は、先程少し触れられましたが、外環線の大型車両の通行制限に関して、今年の6月1日から新ルールが適用されたことは我々も承知しています。ただし、この通行許可証発行の簡素化をぜひお願いします。日系企業にとって、物流に制限がかかると、製造業を中心に生産に大きく影響します。

税務関係では、増徴税に関して、地方税務局で統一されていない面があるようです。専用の増徴税発票発行もまだ普及していない状況と聞いています。ぜひ対応策をお願いします。

労務関係では、我々日本人が天津市で駐在する場合、社会保険を二重負担しています。天津市政府と日本側に我々は納税しているような状況です。この緩和も、ぜひご検討いただきたいと思います。外国人の社会保険制度の任意加入についても、依然として、何ら進捗がないような状況です。

外国人の就業許可制度に関して、一部改定されていますが、この基準が我々の中でも、理解に苦しむところがあります。この基準をぜひ明確化してほしいと思います。就労ビザの取得に関しても、基準の明確化をお願いします。

金融関係では、貸出総量規制、外貨両替など、外貨にかかわる規制の緩和をお願いします。

外貨建ての大口送金、これはおそらく多くの日系企業で抱える問題と思いますが、特に日本に大口送金する場合に当局の指導で止められるケースが多々あります。理由はあるかと思いますが、日系企業の業務に支障をきたしているですので、ぜひ緩和をお願いします。

日系金融機関に対して、当局の調査が非常に多く、過去分の遡及データまで要求されていると聞いています。日常業務に非常に大きな負担になっています。調査自体は避けて通れないものですが、少しでも負担の軽減をお願いします。

天津日本人学校に関して、昨年も、日系企業座談会で申し上げました。2021年8月31日で、現在の天津日本人学校の土地建物の賃貸借契約が満了となります。加えて、昨年度から学校運営も経営赤字になっています。今のところ授業料の値上げには至っていませんが、赤字運営を強いられている状況です。2021年8月以降の校舎は、今の施設を買い取るか、新たな場所へ移転するか、今まさに検討しています。どちらに進むかまだ決定していませんが、市政府関係部署の協力、支援をいただきたいと思います。

今、私が話した内容をまとめると、法改正を実施するのは当然ですし、我々は法に従わなければいけません。日系企業に対して事前に内容の周知、あるいは市政府主催の説明会やセミナー開催をお願いしたいと思います。具体的には、少し前の話になりますが、増値税改革、ビザの基準改訂、今年でいえば天津市での全国運動会前の大幅な規制、あるいは突然の操業停止などがありました。こういったことをやる場合、ぜひ政府主催の説明会やセミナーを開催してほしいと、昨年この会議で私からお願いしました。残念なことに、今年こういったことは一度も開催されていません。あわせてよろしくをお願いします。

日系企業は、市政府が、日系企業の新規誘致に力を入れていると感じています。ぜひ、既存の天津に駐在している日系企業の支援にもっと力を入れていただきたい。先程いくつか規制緩和の話はしましたが、決して我々は優遇措置を求めているのではなく、協力して法の運用がうまくいくように、我々是我々のなかで対応していきたいと思います。ぜひご理解いただきたいです。

最後に、本日、私が申し上げたような要望事項は今年初めて提出した内容ではなく、数年来、同じような内容を出しています。特に、昨年の座談会での回答に関して、我々はあまり満足できていません。今日は、これらの要望事項に関して、皆さまの前進ある回答に我々期待していますので、よろしくをお願いします。ありがとうございました。

(天津市環境保護局)

これから、皆様からの質問にお答えします。

第1に、ここで取り上げた自動車排ガス対策における自動車排ガス規制の強化についてご説明いたします。

排ガス対策は、自動車、車用燃料、道路の監督管理および非道路用移動式機械、つまり工事用の機械、そして港湾の船舶排ガス対策を含む総合的な対策を講じ、一連の改善措置を実施しています。例えば、自動車の通行規制については、さきほど申し上げたように、2018年1月1日までに、外環線以内の区域では、国家排ガス基準「国Ⅰ」と「国Ⅱ」しか満たさない自動車（訳注：中国の制定した排気ガス基準で、数字が大きいほど有害物質が少ない）に対し通行規制を実施します。これまで、すでに中型・重型の軽油トラックの外環以内での通行制限を行っています。現在、環境保護の取り組みは主に警察との共同執行を含む環境モニタリングを行っています。例えば、基準を超過する排ガスが検出されると、検出の結果が警察に送られ、警察は検出結果に基づき処罰します。共同執行は主に自動車排ガスによる汚染に対する監督管理です。

次は石油製品の管理です。さきほど申し上げた石油製品のアップグレードです。現在、天津市では自動車車用燃料に対して、国の要求に基づいて、国家排ガス基準「国Ⅵ」を全面的かつ厳格的に実施しています。また、道路交通の最適化においては、先程申し上げた天津市の通行規制のほか、重点区域においても道路交通の最適化を図り、自動車排ガスによる環境への影響を最小限に押さえることに努めています。

また、非道路用移動式機械、つまり工事用の機械の監督管理について、現在、登録管理制を実施しています。要件を満たす機械を登録し、登録番号をもらってから使用できます。黒い煙が出るものおよび基準を満たさないものは、工事現場に入ることを禁止します。また、港湾および港湾の船舶排気ガス対策については、天津市はさきほども申し上げたように、石炭運輸、つまり天津港で車による「散煤（訳注：家庭用石炭）」の運輸を、すべて鉄道輸送に切り替え、しかも国の要求より3カ月前倒しで完成しました。以上が自動車排ガス対策についてです。

第2に、水質汚染物のオンラインモニタリング設備の取り付けについてです。これは「中華人民共和国水質污染防治法」の要求および環境保護局の具体的な施策に基づいて行われています。「防治法」第23条では、汚染物質排出重点事業者は水質汚染物質排出自動検出設備を取り付け、環境保護部門のモニタリング設備のネットワークとオンラインでつなぎ、さらにモニタリング設備が正常に稼働することを確保しなければならないと、明確に指摘しています。現在、

すべての作業は同法の規定に基づいて行われています。そして環境保護局は「天津市環境保護局の2017年天津市重点汚染源自動モニタリング設備の設置作業に関する通知」を印刷、公布し、各項目の作業要求に対し具体的な指導を行っています。

問題リストの中にある第3、第4の問題は、実際、どちらも大気汚染改善のための共同対策に関する質問です。皆様は地域の大気汚染の共同対策に関心がおありのようです。この点についてはいくつかの面からお話します。

一番目は現在、中国は京津冀および周辺地域の大気汚染の改善を最も重要視しています。そして以前から共同対策の措置が行われてきました。例えば中国政府は、京津冀および周辺地域の大気汚染共同対策専門チームを設置しています。もともと北京市共産党委員会の郭金龍書記（当時）がチームリーダーを務めましたが、現在、北京市共産党委員会の蔡奇書記が務めています。張高麗副総理は毎回会議に出席し、重要な談話を発表し、大気汚染防止対策を決めました。同会議は春と秋、1年に少なくとも2回開かれており、大気汚染メカニズムの観点から施策を講じています。

二番目は規定による措置です。国務院の大気汚染防止行動計画が公布・実施された後、それに呼応して中国政府は京津冀および周辺地域の大気汚染防止行動計画の実施細則を施行しました。これは中央政府部門、7つの省・市が協力して共に推進する共同対策の具体的な措置と規定です。三番目は、関連省・市が合同で年度または翌年度にまたがる京津冀地域の大気汚染防止対策強化措置を公布しています。例えば2016～2017年、2015～2016年に合同でこれらの措置を講じました。今年も、環境保護部等10の政府部門・委員会、京津冀地域、山西省、山東省、河南省の6つの省・市が共同で、京津冀および周辺地域の2017、2018年秋と冬の大気汚染防止対策取り組み行動方を公布しました。「行動計画」で言及されている2+26都市は、「2」は北京市と天津市で、「26」は他の各省の26の都市です。これらの都市が共同で大気汚染防止対策を講じて、統一行動を取り、素晴らしい効果を上げています。先月、国家環境保護部が統一的にオレンジ色の汚染注意報を発令しました。これに対し、6つの省・市が同時に重度汚染天気への共同対策を実施し、しかも汚染物質の排出、つまりバックグラウンド濃度を繰り上げて引き下げました。前回の行動は効果的であるといえます。その結果、現れた重度汚染の期間は非常に短くなり、多くの汚染物質は地域の共同対策によって抑制され、その効果も非常に明らかです。

第5の問題は、先程申し上げた全国運動会の期間中、工場の操業停止についてです。全国運

動会の期間中、天津市のすべての大気汚染防止、空気質保障措置は法律・法規に基づいて行われています。この中には企業を一時的に操業停止させることについての明確な規定はありません。これについて、私は責任をもって保証します。しかし、この措置には、環境基準を超えた企業に対して操業停止と是正を命じる記述があります。工場の粉塵については、もし不徹底な措置によって生じた場合は操業停止し改善しなければなりません。これは厳格な要求です。同時にまた発生炉ガスを使用し天然ガスに切り替えることができない企業は、生産ラインおよび工程を停止しなければならないという要求があり、これは国の規定です。それから他の83社の重点企業に対しては、環境保護管理設備の効率の向上、排出削減の実現、汚染物質排出をさらに削減するという要求があります。

第6の問題は企業の生産制限についての規定です。おそらく企業の皆様はこれに比較的関心を持っているでしょう。企業の生産制限について2つの面から話します。

まずは、秋と冬の生産ピークシフトです。これについてはさきほども話しましたが、これは企業の生産制限の明確な規定に関わっています。また重度汚染天気の時、緊急対策実施期間中に生産停止・制限の要求があります。具体的にいうと、例えば生産ピークシフトは、国の全体計画に基づいて行われています。秋と冬の大気汚染防止対策取り組み行動方案の実施期間中、生産ピークオフを厳格に実施しなければなりません。さきほども言いましたが、これは検収ピークオフも含まれます。

生産ピークシフトについては、まず、鉄鋼、コークス、鑄造等の業界に対して生産ピークオフを実施します。天津の鉄鋼企業は生産能力を50%抑制することが要求されています。これは高炉で計算されており、そして企業の実際の消費電力量で確認されています。コークス製造企業、例えば天津市第3ガス工場は、コークスの窯出しの時間を48時間に延長することが求められます。これも国の統一的な規定です。鑄造業界では、排出目標値を達成した電炉および天然ガス炉を使用する企業以外の企業は、暖房利用期間に生産を停止し、特別な状況で生産の必要がある場合は、業界の主管部門の審査を経て、手続きにしたがって市政府の許可を受けなければなりません。電炉および天然ガス炉を使用する企業は、重度汚染天気および黄色以上の警報の期間中、一律に生産を停止します。

次に、建築材料業界の生産ピークオフの全面的な実施については、セメント、セラミックス、ガラス綿、岩綿、石膏ボード等の建築材料業界は、暖房利用期間にすべての生産を停止します。セメント粉末ステーションは、重度汚染天気の期間中に生産を停止します。これらはすべて国

の統一の規定であり、一定の割合で行われています。

さらに、非鉄金属業・化学工業です。つまり非鉄金属業と化学工業といった業界の最適化のための生産コントロールです。例えば暖房利用期間に、カーボンメーカーが特別排出制限値を達成しない場合、すべての生産を停止します。特別排出制限値を達成した場合は生産能力を50%以上抑制します。これは生産ラインに基づいて計算されます。非鉄再生業界の鑄造の工程は暖房利用期間にすべて生産停止します。

最後に、鑄造業界に対し一部の生産ピークオフを実施し、同時に期日までにVOC管理を完成しなかったまたは逸散排出をしている重点企業に対し、暖房利用期間において、法に基づいて生産停止と改善を要求するとともに、生産ピークオフ計画を組み込みます。この点については、おそらくVOC排出関連業界の皆様と直接に関係があるでしょう。これは主に、VOC管理を完成していない逸散排出をしている企業と計画に組み込まれた生産ピークオフを完成していない企業を指します。実際、これらの要求はすべて国の秋と冬の大气污染防治行動方案に基づいて、提出されたものです。以上は1つ目の問題です。

2つ目の問題は、重度汚染天気緊急時対応措置に関する規定です。この重度汚染天気緊急時対応マニュアルは、私たちにとって法律規定であり、そして、前もって外部に公開されています。また、京津冀地域の各省・市全体は、この規定に従って緊急時対応措置を講じており、その基準、プロセスおよび関連の措置等すべてが統一した要求に基づいたものです。しかし、これらの企業リストは天津市の各レベルの政府機関が詳しく研究し、下層から上層へと逐回報告し、市政府がまとめあげた工場別の重度汚染天気に対応するための企業排出削減リストです。この中にある国の要求する排出削減目標は非常に明確です。それは黄色、オレンジ色、赤色警報が発令された場合、二酸化硫黄、窒素酸化物、粒状物質等を含む主要汚染物を、黄色警報の場合は10%、オレンジ色警報の場合は20%、赤色警報の場合は30%、それぞれ削減しなければなりません。VOCは、黄色警報の場合は10%、オレンジ色警報の場合は15%、赤色警報の場合は20%、それぞれ削減しなければなりません。これはすべて統一した規定の要求です。具体的には、企業規模が大きく、複数の生産ラインを持っている工業企業に対し、主に生産制限措置をとり、規模が比較的小さく、工程が単純な工業企業に対し生産停止措置を取っています。汚染物排出量が多いものの、安全生産を確保できる、または人々の暮らしを保障する役割のある企業で生産停止または制限が必要な企業には、重度汚染天気期間中、安定的に排出基準を達成することを要求します。具体的な措置は重度汚染天気緊急時対応マニュアルに公開されてお

り、インターネットで検索すればこれらの要求を調べることができます。

第7の問題は西青経済技術開発区のあるプロジェクトの業者が重度汚染天気緊急時生産制限措置を打ち出しているものの、まだ生産制限の要求を受けたことがないと言っています。これについては、今年の冬はすでに2回発令しているので、要求を受けていないということは生産制限リストの中に入っていないということです。ですから、もし皆様も同様の状況であれば、心配する必要がありません。しかしここでもう一度、重度汚染天気緊急時対応要求について説明しておきます。先程も申し上げましたが、この緊急時対応マニュアルは、インターネットで直接検索できますので、皆様はそこで調べることができます。2017年10月、天津市重度汚染天気緊急時応急指揮部弁公室は、「天津市重度汚染天気応急指揮部弁公室の重度汚染期間中排出削減の徹底実施措置に関する通知」を印刷・公布し、各区の調査・報告を経て、最終的に全市汚染天気の重点汚染物質排出企業、一般汚染物質排出企業、工事現場、コンクリート混合ステーション、セメント粉末ステーション等汚染源のリストを審査・作成しました。同時に各区は当該管轄区の排出の総合的状況に基づいて、リスト内の企業別の排出削減案を制定しました。現在、区政府、環境保護局および区クラスの関連の部門を含む各区にはこの対応マニュアルとリストがあります。企業の皆様は必要であれば、これらの機関に行って受け取ることができます。全市の規定であるため、かなり分厚いもので、区の各機関で受け取ったほうがいいと思います。

第8の問題は、VOC管理に関わっている環境汚染改善のことです。先程触れた状況について、いくつかの面から話します。

1つ目に、天津市は2014年、工業企業のVOC排出制限基準を制定しました。北京市にもこの基準があります。北京市はおそらく2013年に制定しました。この基準は、11の重点業界とその他の業界に対して、排出濃度制限、排出速度制限を含むVOC排出の要求を提出しました。VOC排出企業はこの規定にある基準を照らし合わせれば、VOC管理の要求をよく理解することができます。

2つ目に、2015年3月から、天津市は「天津市大気污染防治条例」を公布・実施しています。この条例は措置の実施を含むVOC管理要件に対して非常に明確に規定しています。例えば、VOCを含む排気ガスを発生する生産経営活動には、密閉された空間または設備の中で行い、規定に基づいて汚染防止設備を設置し、また密閉できない場合は排気ガスの排出を減らす措置を取るよう要求しています。これらはすべて法律の規定で、インターネットで検索できます。非常

に便利です。

3つ目に、現在、私たちは中央政府の要求に基づいて第13次五カ年規画期間のVOC管理プランを制定しています。管理プランの制定において、私たちは各企業に対し、関連の情報についての説明を行います。この管理プランは国の要求に基づいて制定されたものであり、天津市は制定後、これに基づいてVOC管理を行います。以上がVOCに関する説明です。

第9の問題は、開発区にある会社が提出した、露出した地表面を被覆する要求についてです。この問題については、補助金に関して一点だけ申し上げたいと思います。実際、天津市には大気汚染改善に対する補助金政策があります。露出した地表面の改善も管理施策の中に入っています。各企業は所在地の区の行政機関に改善補助資金を申請することができます。関連の政策は市政府が認可後すでに公布・実施されています。

第10、第11の問題は、大気汚染改善に対する厳格な監督管理および私たちの投資環境についてです。これについて、2つの面からお答えします。

1つ目は、大気汚染改善というのは時代の要請であり、京津冀および周辺地域の大气汚染改善に対する国全体の決心は揺るぎないものです。現在、大気汚染の改善施策は、法律法規に違反するプロジェクト、汚染物質の排出基準超過、工事現場での環境対策、つまり防塵措置などに対して、法に基づいて厳格に行われています。違法行為が発見された場合は操業停止と改善を命じ、改善の効果が認められると、生産回復、操業回復ができます。実際、私たちもこのような改善の要求に対して、たえず細分化を図っており、さらに企業と緊密な意見交換を行ってきました。この中のいくつかの具体的な問題に対して、市や各区、環境保護局だけではなく、他の部門にも問い合わせができます。私たちは具体的にお答えします。

2つ目に、天津市は天津における外資企業の生産と発展を一貫して重視し、天津市環境保護局も引き続き当市の企業に対する指導および支援に力を入れます。先程説明した問題について、まだ疑問点が残っているかもしれませんが、今後、これらの問題点をはっきりさせるまで具体的な意見交換を行うことができます。企業に質の良いサービスを提供することは私たちの政策です。そのため、私たちは企業のために力を尽くし、企業の立場に立って考えることを目指しています。特に審査プロセスの整備、政策告知の強化、補助ルート of 拡大、技術的なサポートの提供等の施策を通じて、当市の外資企業のために、環境保護のレベルを全面的に高め、環境にやさしく持続可能な発展を実現します。企業および社会各界の皆様、私たちと共に天津市の生態文明建設（訳注：資源の節約および環境保護を基本国策として持続可能な発展を目指すこ

と)の重要な参加者、貢献者、先駆者になることを願っております。ご清聴ありがとうございます。

(安全生産監督管理局)

安全生産に関して2つの問題が挙げられています。

第1は、最近、国務院安全生産委員会弁公室が公布した企業全員安全生産責任制についての通知についてです。この通知は主に安全生産法などの法律・法規に基づいた、企業の安全生産責任制の具体的な実施の徹底についての文書です。企業の安全生産責任制の実施に対しての指導性は非常に強いと言えるでしょう。そのため、この点について、天津市政府、特に安全生産監督管理局は、企業がこの文書の内容を徹底的に実施するため一連の作業を行います。

1つ目は、最近、天津市安全生産委員会弁公室は特別に通知を發し、天津市全体が国務院安全生産委員会弁公室通知の要求の実施を徹底するため、具体的な規定を出しました。これにより、指導理念、作業目標、具体的な任務の実行、保障方法等に対する皆様の理解を一層明確にします。

2つ目は、企業の主要責任者および生産経営組織の従業員に対する研修と結びつけ、企業責任制を周知徹底し、研修教育を強化し、皆様が通知の要求をしっかりと把握することを目指します。

3つ目は、日常検査および潜在的な危険についての徹底調査を通して、企業が関連規定を徹底的に実行することを促し、やるべきことと問題点を明確にすることにより、共同で安全生産のレベルを高めることです。また、企業はこの規定の要求、つまりこの通知の要求に従い、企業責任制について自ら整理と調査を行い、改善の余地をはっきりとすることを提案します。これは、企業が作業をしっかりと行うのに資するものです。以上は第1の問題です。

第2の問題は、危険化学品生産許可証更新時の、企業主要責任者の研修の問題です。中国の法律・法規、特に危険化学品生産許可証条例の規定に基づき、危険化学品を取り扱う企業の主要責任者および安全生産管理スタッフは研修・考査を経ずに就業ができません。これは法律・法規の要求です。そのため、中国で生産経営活動を従事する外国人責任者のために、許可証更新研修センターでは特別に日本語および韓国語の試験問題を用意しています。同時に、開発区などでは外国人を対象とする日本語や韓国語の研修が行われています。この点について私たちもすでに考慮しており、皆様ご安心ください。

(南開区政府)

南開区政府に対して提出された問題は、VOC浄化装置の問題です。これには多くのデータが関わっていますが、以下の3つの面から説明したいと思います。

第1に、南開区環境保護局はこの問題に関して、法に基づいて行政を行っています。適用する法律は「中華人民共和国大気汚染防止法」第45条および「天津市大気汚染防止条例」第53条の規定です。先程、環境保護局の謝局長がすでにこの点に関連する法律・法規について説明したので、ここでは省略します。

第2は、この問題では多くのデータに触れていましたが、私たちの解釈は以下のとおりです。大気汚染防止法および関連の条例の規定の中で触れたデータは、動的なものであり、そのデータは企業の生産能力、生産状況および異なる生産量と関連しています。また、1回限りのデータは持続的なデータではないため、継続的なデータを代表することができません。しかし、環境保護では、安定した持続的な基準を達成した排出が求められます。従って、この浄化装置を設置するのは、安定的、持続的に基準を達成した排出を確保するためです。

最後に、私たちは、国有企業、外資企業、民営企業を問わず全ての企業に対して、同じ基準で実行しています。私たちの立場をはっきり示したいと思います。天津では全市の企業家大会が開かれたばかりで、「天津八条」（訳注：「企業家起業発展の良好な環境づくりに関する規定」の略語）を公布しました。南開区共産党委員会区と区政府は、いかにして企業のために、より良いサービスを提供することができるかを検討しています。そのため、今後、私たちは仕事において、天津市共産党委員会と市政府の要求を徹底的に実行し、企業に対するサービスの質を一層高めていきます。

(趙海山副市長)

基準を超過していない企業と基準の達成に近い企業が強制的な要求を受けたことは、データ上の食い違いがあると思いませんか。

(南開区政府)

いいえ。データというのは1回限りのデータです。例えば生産量が高い時と低い時のデータは違います。また、データの出所はどこなのか、このデータは専門機構が評価したデータであ

るかどうかにもかかわります。これらのデータは企業が本当に基準を達成したことを示すものにはならないのです。基準の達成は持続的に安定した達成でなければなりません。そのため、先進的な設備を設置することは天津市環境保護局の統一した要求であり、このような企業に対し、この措置を取らなければなりません。

(趙海山副市長)

どのような企業に対してですか。

(南開区政府)

VOC排出企業に対してです。

(趙海山副市長)

排出企業はすべて設置しなければなりませんか。

(天津市環境保護局)

それには範囲があります。実際には今言ったように、重点企業500余社に対してすでに措置を講じており、これから一般のVOC排出企業に対して措置を講じる必要があります。これは国の大気汚染防止法および天津市大気汚染防止条例に基づいたもので、このような逸散排出に対して措置を講じなければなりません。

(趙海山副市長)

逸散排出とはどういうことですか。

(天津市環境保護局)

例えば、統一され煙突がなく、工場建物が開け放されていることです。先程言いましたが、生産は密閉した空間で行い、その後作業場の空気を収集して管理を行い、排出基準を達成しなければなりません。先程南開区政府の方が言ったことは、安定した基準達成のことです。つまり国の基準を安定的に達成するということです。

(趙海山副市長)

つまり、安定的に基準を達成していれば、その設備を設置する必要はないということですか。

(天津市環境保護局)

措置を講じた後、安定的に基準達成できます。

(南開区政府)

設置しないと排出は安定しません。

(天津市環境保護局)

まだ措置はありません。

(南開区政府)

本来、私たちは企業とマッチングを行いたいと思い、区内のすべての日系企業に連絡しました。彼らはこの設備を設置することに非常に積極的、協力的です。これは匿名の意見なので、私たちは今もこの企業がどの分野の企業なのか、この企業の実際の状況はどうかかわりません。

(趙海山副市長)

私たちははっきり理解しているのでしょうか。私の理解では、この方は基準を達成しているか、していないかを言っているのではなく、逸散排出量は測ることができないと言っているのです。現時点、国のこの点についての規定は、逸散排出を収集できる安定的な排出にしているかどうかで評価しています。

(天津市環境保護局)

法律では必ず密閉した場所で行わなければならないことになっています。

(趙海山副市長)

この規定はつまり、生産経営活動は必ず密閉した空間または設備の中で行わなければならない、

さらに規定に基づいて防護設備を設置しなければならないとなっています。ですから、皆様のこの問題に対する理解が完全に一致していないかもしれません。

では、続けてください。

(天津市公安交通管理局)

挙げられた3つの交通管理問題は、通行証発行のプロセスに係っています。以下、中心市街地の貨物輸送自動車の通行制限の関連政策について、皆様に報告します。

天津市共産党委員会と市政府による大気汚染排出削減の全体の施策に基づいて、今年6月1日から、天津市は当市および他の都市の中型および重型貨物自動車に対して、外環線以内の道路通行の終日禁止という交通管理措置を実施しました。現在、天津市中心市街地の貨物輸送自動車通行制限政策は、軽型、小型貨物自動車にも及んでおり、それは毎日朝7時から19時まで軽型、小型貨物自動車の外環線の通行を禁止し、7時から22時まで軽型、小型貨物自動車の外環線以内の道路の通行を禁止するものです。天津市が発給するナンバープレートの電気自動車、小型バン型トラックおよび軽型自動車EV、小型密封型トラックは上述の通行制限措置を受けません。

天津市全体の日常生活と生産を保障するため、交通管理局は一部の貨物輸送自動車に対して通行証の審査と発給という方式を取り、正常な通行を保障しています。日系企業が大きな関心を持っている中型、重型貨物自動車の通行証の申請・受領に対して、大気汚染防止作業の要求に基づいて、当局は日中の通行証発給総数をコントロールし、日中の通行証発給数を厳格にコントロールしています。また発給済みの通行証については定期的に更新を行っています。夜間通行に対しては需要に応じた発給という方式を取っており、インターネット通行証申請・受領システムを研究開発し、今年の6月1日に正式にユーザー情報登録および夜間通行証の申請・受領の受理を始めました。必要のある企業は現地の業界主管部門、区の工業情報化委員会または商務委員会等の部門に申請、受領することができます。インターネット申請受領システムの企業アカウントを申請し、車両情報を入力した後、関連車両は市および区の業界主管部門による通行需要の審査を経なければなりません。その後環境保護部門による車両の排出状況審査があり、基準を満たしている場合公安交通管理部門から通行証を発給されます。

今後、交通管理局は引き続き通行証の申請・受領方式の整備を行い、段階的に日中の通行証もインターネット通行証申請・受領システムに組み込む予定です。現在、日中の通行証は毎月

申請・受領を行わなければなりません。これは今後、インターネット通行証申請・受領方式を普及し、システム運用が成熟した後インターネットでの申請を実施するためです。

今後、私たちは積極的に関連の業界主管部門と協力して踏み込んだコミュニケーションおよびマッチングを行い、企業のために、最大限に便利なサービスを提供します。

(趙海山副市长)

よく説明してくれました。この方は日中の通行証申請・受領と半年の通行証申請・受領についてはあまり疑問がないようです。

(天津市公安交通管理局)

会議で、指導者と皆様に報告します。日中通行証の発行について、疑問または緊急状況がある場合、交通管理局の通行証発給専門に電話を掛けてください。番号は58860187です。

(趙海山副市长)

この方は申請・受領の方式が変わった後、例えば申請・受領の難易度が高くなったり、審査内容がより厳しくなったりするという状況が起こるのではないかと考えています。例えば通行証の発行枚数の制限、審査基準の引き上げなどです。つまり、今後の動向を予想できないということです。なぜなら、この方は、今の状況を踏まえて、今後、交通管理局が基準を引き上げたり、厳しくしたりしないかがわかりません。この方が関心を持っているのはこのことです。

(天津市公安交通管理局)

現在の状況からすると、これ以上の規制はありません。ただ日中の通行証の総数は原則的に発行数を増やしません。夜間の通行証は需要に応じて発行するので、申請の必要があれば管轄の商務委員会および工業情報化委員会に申請し、業界主管部門で申請・審査が行われ、さらに環境保護局の排出查定量の申請に合格した後、受領できます。それは問題ありません。皆様の心配は杞憂といえるでしょう。

(消防局)

消防に関する問題は全部で5つあります。

第1に、董事長または総経理は必ず研修を受けなければならないのかという質問について、明確な要求がありません。実際、研修を要求したこともありません。これは必要がありません。

第2は、天津港爆発事故の影響についていくつか質問がありました。行政審査が遅いということでした。しかし実際には、8.12爆発事故の後、天津市の行政審査管理弁公室の統一した協調のもとで、審査スピードは上がっているはずで、もともと20営業日であった審査期間は9営業日に、検収期間は20営業日から10営業日に、開業前検査は13営業日から5営業日に、審査期間は大幅に短縮されました。遅くなったということはないと思います。天津市行政審査管理弁公室のウェブサイト上で関連の内容を調べることができます。

第3は、開発区、濱海新区、天津市の3つのレベルの行政部門による安全検査の重複についての問題です。消防については、開発支隊が開発区の日常の監督検査を担当します。祝祭日または特殊な重大な災害が起こったとき、濱海新区または市一級の関連部門が合同検査を行っていました。合同検査で問題が発見された場合、最終的な法律文書の作成は、やはり現地の管轄権のある支隊が法を執行することになっています。3部門が同時に法を執行するわけではありません。合同検査を行っていても、発見された問題は決まった管轄権のある支隊が担当します。

第4の問題は、危険化学品の種類が異なるにもかかわらず画一的に処理するという問題です。これについて、私たちの消防検査はすべて国の基礎基準に基づくものであり、行政審査および検収において、基本的に政策的な要求はなく、すべて技術的な要求に基づいて行われて、的を絞ったものであり、画一処理といった問題はないと思います。これはどの企業の問題なのかを具体的に言っていないので、指向性があまりはっきりしていません。政策上、このような状況は存在せず、関連の要求もありません。私たちは国の基準と技術的規範を執行しています。この問題は実際に、爆発事故後の環境および安全に対する考慮という次の質問と関連しており、一層厳しくなるのではと言っていますが、消防においてはこのような措置を取ったことはありません。8.12爆発事故の前も後も、私たちはすべて国の技術基準に従って検査を行っており、8.12爆発事故で規範条例以外のより厳しい要求を提出したことがなく、すべて国の基準に基づいて消防検査を行っています。

(出入境管理局)

外国人就業許可証について、出入境管理局に関する問題が3つありました。外国人が中国で就業した場合、「中華人民共和国入境出境管理法」に基づいて、まず人力資源・社会保障部門

で外国人就業許可証を取得した後、出入国管理部門へ行き居留許可および就業ビザの手続きをしなければなりません。挙げられた3つの問題は、個人的な観点からすると、基本的にはすべて就業許可証に関する問題だと思います。この点について、私たちも専門的な研究を行っています。

まず第1の問題として、「外国人来華就業許可制度」が全国で押し広められ、手続きの時間が長くなり、一部の外国人赴任者は一時的に帰国せざるを得ない状況が起こっているということが挙げられました。これは現在「中華人民共和国入境出境管理法」に基づいて、天津市出入境管理局の執行する政策基準は、国外で申請した就業ビザを持って入国した外国籍の人は、人力資源・社会保障部門が発行した外国人就業許可証を取得した後、出入境管理局で一括してビザ申請手続きを行うことができるので、問題の中で触れられた一時帰国の問題は存在しないはずです。具体的には、後で人力資源・社会保障局の方が就業許可制度についてもう一度説明してくださるでしょう。

第2の問題は、就業ビザの手続き時の無犯罪証明書の提出および常駐スタッフのABC等級の区分が挙げられています。これは同じくABC等級の区分によるもので、確認したところ、これは外国専門家局の外国人就業許可証制度の中に入っていることが分かりました。現在、天津市出入境管理局は就業ビザを持っている外国籍の人に対して、外国人就業許可証を取得した後、出入境管理局で就業に関する居留許可の手続きを行うとき、健康診断証明および無犯罪記録証明を提出する必要がありません。審査を経て条件を満たしている場合、一括して手続きを完了します。先程触れた無犯罪証明書提出の問題も存在しないはずです。

第3に、外国人就業許可証取得制度の変更は、人力資源・社会保障部門にも関わっています。手続きのスピードが非常に遅いということですが、現時点で天津出入境管理局の審査期間は5営業日で、外国専門家局が発行した外国人就業許可証を取得した在天津就業の外国人およびその家族は、審査に合格すれば5営業日以内にビザを受け取ることができます。これは今のところ中国で最も早い手続き期間であり、私たちは外部に対して約束したことであり、また一貫して執行していることでもあります。従って、手続きが遅くなったという問題は存在しないはず

です。

私たちは企業から挙げられた問題に対して、今後も変わらず各チャネルを利用し、皆様に法律の告知活動と政策説明作業をしっかりと行うとともに、引き続き日本人会と協力し、在席の企業家および外国籍スタッフのために、関連法律告知活動と政策説明作業をしっかりと行います。

(人力資源・社会保障局)

日系企業から挙げられた問題と提案に基づき、私たちの政策について、回答します。意見がある場合、会議後も随時フィードバックがあれば、対応します。

まず、先程触れた出入境管理局の問題についてお答えします。外国人就業許可証は、今年4月1日から正式に実施された「外国人来華就業許可証制度」です。これはこれまでの外国人就業証と外国専門家証を外国人就業許可証に統合し、国の要求に基づいて4月1日から実施されています。具体的なフローは、雇用者が外国専門家局の外国人来華工作管理サービスシステムに登録し、オンラインで申請情報を提出することができます。ネット上の予備審査に合格した後、外国専門家局の窓口へ行き現場の審査の手続きを行い、それに合格した後、外国人就業許可証が発行されます。外国人はこの許可証通知を持って中国の在外大使館・領事館へ行き就業ビザを申請し、入国後、外国専門家局、人力資源・社会保障局のサービス窓口で就業許可証を申請し、さらにその就業許可証を持って公安局の出入境管理局へ居留許可を申請します。これはおむねのフローです。

外国人在中国就業許可手続きは、現在、すでに全面的なオンライン申請およびオンライン予備審査を実現しました。オンライン予備審査の後、人力資源・社会保障部の法定審査期間は20営業日ですが、天津人力資源・社会保障局が対外的に約束した期限は5営業日です。これは中国で一番短い期限といえるでしょう。

また、外国人を雇用する事業者が関連手続きを行う際に、便宜を図るため、私たちは当市の行政許可ホール以外に、全市に8カ所の手続き窓口を開設しました。人材誘致のため総合サービスセンターや中国天津人力資源センターでは市全体から申請を受けています。開発区、自由貿易試験区、保税区等の地域には地域的なサービスを提供する手続き窓口があります。これも皆様のために便宜を図っているものです。また、先程申し上げたビザ申請時の無犯罪証明書等の必要書類の問題についてですが、私たちは行政許可作業の要求に基づいて、これらの必要書類を主要審査書類と非主要審査書類に分けています。したがって、企業の申請に基づいて、急いで招聘する必要のある外国人に対して、無犯罪証明書や学歴証明書、職歴証明書等の一部の非主要審査書類の提出を省いて受理することができます。後で提出することを約束すればいいのです。これらは皆、非主要審査書類です。以上は必要書類の規定に関する説明です。

先程申し上げた手続き期間が長くなったという問題について、規定から見ると、4月1日から

実施されたばかりの新制度であるため、皆さまがおそらくこのフローをよく把握しておらず、政策についてもよく理解していないようです。従って、3月から私たちは全市で大規模な研修を行い、計1,500社、2,000人余りが統一研修に参加しました。現在までのところ、企業の方も基本的にこれらのフローを把握しており、順調に手続きを行っていると思います。おそらくこれは、一部の日系企業で渉外事務担当者が退職や異動等で交代し新しい担当者が着任した後、政策をまだよく理解していないことで生じた問題ではないかと思います。この点に関して、私たちは今後、企業の新任スタッフに対する研修を強化していきたいと思います。

次に、人力資源・社会保障局は中国天津人力資源サービスセンターで特別に企業申告室を設立しました。現場でこの政策について把握していない企業のスタッフは、ここに来て指導を受けることもできます。同時に人力資源・社会保障局のオフィシャルホームページまたは外国専門家局のウェブサイトでも、手続きのプロセス、フロー、政策要求および必要書類と電話番号を公布しており、不明な点があれば、随時、電話で問い合わせることができます。これは外国人就業許可証についての問題です。

続いて、私たちに関わっている他の2つの問題について説明します。主に天津で働く外国人の社会保険強制加入に関する問題です。私たちは天津で働く外国人の社会保険加入について、完全に国の法律・法規の規定に基づいて執行しています。この面について、国には主に3つの法律法規の規定があります。1つ目は2011年に公布した「中華人民共和国社会保険法」、2つ目は人力資源・社会保障部令16号「中国国内で就業する外国人の社会保険加入暫定弁法」、3つ目は人力資源・社会保障部が公布した「中国国内で就業する外国人の社会保険加入作業に関する問題の通知」です。これらの法律・法規では特に、中国で就業する外国人が法に基づいて、職工（従業員）養老保険、職工医療保険、労災保険、出産保険、失業保険という5つの保険の強制加入について明確に規定しています。全国的に見ると、社会保険法の実施以来、各省・市はすべて国の法律・法規の規定に基づいて執行しています。普通は5つの保険の保険料を一括徴収しています。これは統一規定で強制加入であり、任意または選択加入は存在しません。このうち、日中社会保障協定に係るいくつかの問題があります。中国と社会保険納付二国間協定または多国間協定を締結している国の外国人就業者は協定の規定に基づき、規定の保険の納付義務を免除することができますと、国の法律が明確に規定しています。もし二国間協定の規定があれば、一部の保険には加入しなくてもよいということもあります。中国政府は現在、ドイツ、韓国、フランス等10カ国と二国間協定を締結しており、双方は互いに養老保険や失業保険等の

納付義務を免除することができます。

日中社会保険協定から見ると、2011年から両国の政府はこの問題について協議を始め、2015年には4回の協議を行いました。いまだに意見の一致に至っていません。そこで地方政府として私たちは企業の要請に基づいて、この問題を解決するために、積極的に人力資源・社会保障部にこの問題と呼びかけ、日中間の社会保険協定の早期締結の実現に力を尽くします。以上は社会保険の問題です。

もう1つ、失業保険の問題が挙げられました。失業保険の問題について、国の社会保険規定は一般的にすべて強制的なものなので、失業保険の加入も国の失業保険条例と天津市の失業保険条例に基づいて行っています。納付する保険料率も統一の政策に定められています。また、企業の負担を軽減するため、去年から国の規定に基づいて、失業保険料率を3回にわたって引き下げました。もともと天津の保険料率は3%でしたが、今では1%になり、企業が0.5%負担し、個人が0.5%負担します。この保険料率は全国でも比較的低い失業保険率といえます。企業はこれを変動保険料率または差別化された保険料率に変更することができないかと主張しています。確かに雇員人数で失業保険を納付する変動保険率を実施すれば、企業の納付金額が少なくなりますが、現時点で国が統一した強制保険料率を規定しています。これについて、私たちが今後積極的に研究します。また国の失業保険条例は人力資源・社会保障部のウェブサイトで一般に向けて意見募集をしています。企業の方々ももしよい提案等がありましたら、国の統一の意見募集にこの問題を提起するとよいでしょう。

(身体障害者連合会)

私たちの身体障害者保障金制度は、日本を含む世界各国で推進されている身体障害者雇用割当額制度と一致するものです。この割合はすべて立法で決定されたものです。中国の「身体障害者就業保障金管理弁法」の中で、身体障害者雇用の割合基準および各事業者が雇用する身体障害者数が従業員全体を占める割合基準が明確に規定されています。2015年、中国身体障害者連合会、財政部、国家税務総局は「身体障害者就業保障金管理弁法」を公布し、天津市も天津市保障金管理弁法を公布しました。この保障弁法の中で、身体障害者連合会の職責は、雇用者の身体障害者雇員人数の審査と身体障害者の就業推進です。挙げられた2つの問題、つまり基準の問題と身体障害者が従業員全体に占める割合の問題は、保障金徴収の主管部門である地方税務局部門が担当しています。

身体障害者連合会の職責について、指導者と日系企業の方々に、もう一度報告したいと思えます。雇用者の身体障害者雇用は、法律がすべての雇用者に与えた職責であり、これについては、規定の割合を達成した場合は保障金を納付する必要がありません。天津市身体障害者連合会と各区の身体障害者連合会に所属する身体障害者就業サービス機関は、各雇用者のために力を尽くし、より多くの雇用者が職場を開発し、より多くの身体障害者を雇用し、保障金納付を免除することを推し進めます。

また、ここで各指導者と雇用者にもう一度報告します。日本では身体障害者の法定雇用率は2%であると紹介しましたが、これは中国の雇用率より0.5ポイント上回っています。そのため、各雇用者の方が中国の保障金管理弁法の基準をよく理解し、中国でより多くの職場を開発し、より多くの身体障害者を雇用することを希望します。

(地方税務局)

財政局、地方税務局に係る問題は5つあります。

第1は、まず濃度検出およびデータ伝送設備の費用についての問題です。これは先程、環境保護局の謝局長からすでに明確な回答がありましたので、詳しい説明を省きます。

第2は、プラスチックシートによる空地被覆手当についての問題です。今年、天津市の大気汚染防止資金プランの実施において、裸地対策プロジェクトの実施を確定し、裸地プロジェクトに適切な財政補助金を支給します。現在、天津市環境保護局が先頭に立って補助金支給弁法を制定していますが、この弁法の規定を満たす場合、財政局による資金保障の問題はありません。これは最初の問題です。

第3に、税務関係の問題です。ある日系企業から、法律・規則の解釈上で各地方局、部門間で依然として差異があり、統一してほしいという意見がありました。これは私にはよくわかりませんが、法律・法規または文書規定は、天津市だけでなく、全国においてもその内容は同じであるはずですが、もし、一部の部門が不統一であるならば、それは私たちの責任です。今後、職員の研修を強化し、日系企業に対する告知を強化します。また、日系企業の皆さまもこのような問題を発見したら速やかに知らせてください。私たちは速やかに改善します。以上は税務関係の問題です。

第4に、身体障害者保障金の問題です。身体障害者保障金は、天津市の社会平均賃金基準に基づいて計算できないかということです。先程身体障害者連合会の方がすでに説明しましたが、

補足説明します。2015年の72号文書に、企業の在職従業員の年平均賃金に基づいて計算しなければならないという財政部、国家税務総局の明確な文書規定があります。2015年まで、天津市も市の社会平均賃金に基づいて計算していましたが、その後、大きな議論を呼びました。なぜなら、小企業は社会平均賃金基準を満たさない分を負担しなければならず、賃金の高い企業のために多めに支払わなければならないからです。そのため、国家税務総局と財政部はこの状況を踏まえて、企業の実際賃金に基づく計算方法を制定しました。これは明文規定されています。日系企業の方が提出した市の社会平均賃金に基づいて計算するという要求は受け入れることができません。確かに以前はこのように規定していたのですが、財政部と国家税務総局は2015年72号文書の中で、企業の実際賃金に基づいて計算することを規定しています。これは1つです。

天津で短期的に就業する外国籍の従業員は在職従業員数に計上しないという問題です。この件についても、やはり2015年の72号文書で、天津で短期的に就業する外国籍の従業員を、企業の従業員として、実際の就業時間数に基づいて企業の年間在職従業員数平均数の中に計上しなければならないという明確な規定があります。

第5に、日本人学校が今後、財政局の支援が必要だということです。先程、天津日本人会の会長からこの問題提起がありました。現在の学校の賃貸期限は2021年8月31日で、建物を買うのか賃借するのかを決めていません。それが決まってから、具体的なことを相談いただければ、私たちは全力で支援します。

(天津市住房・城郷建設委員会)

学校について、既成の建築物を賃借するのか、新しく建物を立てるのがわかりません。もし建て直すのであれば、私たちは建設管理部門として最大限に皆さまの力になりたいと思います。

(天津市国家税務局)

税務の問題について、2点挙げられています。

一つは、地方税務局局長からすでに説明がありました。この問題の最後の部分に、関連部門がしばしば納税期限の前倒しや増値税控除期限の遅延等を要求しているということがありました。どの税種も、法律・法規規定で企業の納税義務の発生時間を明確に規定しているので、

企業であっても税務機関であっても、税法に規定する納税義務発生時間に基づいて納税義務を厳格に履行しなければなりません。前倒しも遅延もしてはいけません。万一、税務機関が、前倒しで納税するよう言った場合、企業は断固拒絶し、最新の税法の規定に基づいて納税すべきだと思います。

企業の皆さまが合理的な時期に納税することを望んでいるということがありました。これは税務機関および企業が共に、税法に規定する期間内に納税するべきだと言ったほうがいいでしょう。合理的な時期とは、税法の規定によって確定されるものです。

第2の問題は、増値税関連の問題です。増値税控除許可品目が、各地の税務機関で一致しないという問題があるということです。増値税は購入税控除法として、その核心は控除です。ですから、この控除が増値税の一連の運営にとって鍵となる役割を果たしています。「中華人民共和国増値税条例」とその実施細則において、控除品目について明確な規定があります。控除品目の解釈または定義は、条例と実施細則の規定に基づいて執行しなければなりません。地方によって自分の解釈があってはならないのです。ここで取り上げられた問題は、おそらく控除品目の問題でなく、領収書の認定の問題であると考えられます。一部の企業が取得した増値税の仕入領収書の認定の際、商品供給の段階で、供給企業が納税義務の履行において問題が発生し、それが領収書の売り手が控除を行う時に影響を与え、税務機関からその領収書では控除できないと言われるかもしれません。このような問題はあるかもしれませんが、控除品目の確定の問題ではありません。この問題について、昨年、国家税務総局が2016年76号公告を公布し、現在、税務機関は厳格に76号公告の関連の要求に基づいて執行しています。これに関する具体的な問題についての説明を省きます。もしこれについて問題がありましたら、双方は76号公告の関連要求に基づいて、具体的に協議してください。

増値税還付について、一部の企業で人件費の問題が生じているという問題についてはよく理解できません。問題の表現があまりはっきりしていません。増値税の還付は、今のところ、輸出還付しかなく、税務機関は輸出増値税の還付しか行っていません。この場合は必ず商品を購入または輸出商品を生産し仕入れた際の増値税専用領収書を提供する必要があります。領収書がないと税還付ができません。何かの原因で領収書が発行できないことがあります。この問題に関わる企業があれば、後で具体的に相談してください。こちらから説明します。

(天津市交通運輸委員会)

主に2つの問題が挙げられました。

まず、危険貨物の問題から応えます。なぜなら危険貨物に対して画一に処理できる問題はないからです。私たちの危険貨物の処理作業は関連規定に基づいて分類管理が行われています。2015年に天津港で爆発事故が起きました。主に保管範囲と能力を超過し、混合して保管したことによって起こった事故で、大きな危害をもたらしました。私たちは危険物の作業において分類管理を行っています。具体的な種類は安全への影響評価報告に基づいて確定します。

次に、天津港における危険物の輸出入許可の問題です。私たちは主に港湾の埠頭における保管場所の資格と運営管理を担当しています。現在すでに港、税関、海事それから検閲検疫などの部門と共同で、天津港にある6つのコンテナ埠頭は、1類と7類以外のすべての危険貨物の積み卸し作業を再開しています。そのうち、5つの埠頭は9種類危険貨物の中の1類と7類以外の危険貨物の積み卸し作業ができます。残りのもう一つの埠頭は7類危険貨物以外の積み下ろし作業ができます。私たちは天津港中化危険品物流有限公司が8月7日に許可証を更新した際、すでに8類と9類の危険物保管資格を発行し、種類を96種から319種に増やしました。10月1日から正式に作業再開して以来、すでに60項余りの作業を行いました。主に輸出です。市の指導者はこのことを非常に重視し、趙海山副市長も当時、何度も研究活動を行いました。それと同時に、私たちも2類から6類までの危険貨物コンテナ作業の再開を推し進め、主にモーダルシフトの方式を採用する予備研究を行いました。また現在、国の規範の関連要求、特に安全距離1キロメートルの要求について、この条件を満たす既存の企業がないため、危険物貨物保管ができる新しい場所の建設を計画しています。その前期の作業はある程度進んだものの、海の使用手続きが滞っています。これは主に国が渤海湾の海の使用の審査許可を停止したからです。

現在、国の基準がこの作業に大きな影響を与えています。当時、確定した1キロメートルの安全距離基準も今になって修訂され、私たちはその修訂の状況を注意深く追跡し、基準の最終的な修訂状況に基づいて、経営範囲の調整を含む港湾全体の危険貨物作業場所の計画と建設を行います。

(天津税関)

挙げられた問題の内、税関だけに関連するものは1つ、他部門にも関係するものは2つあります。

税関だけに関連する問題から応えます。貨物が空港に到着してから1カ月経っても受け取る

ことができなかつた問題が挙げられました。私たちはその状況について詳しく調べました。貨物が税関に到着し、荷主が税関に申告する時に免税を要求したので、税関は免税を要求する場合、税関の関連規定に基づき長期居留許可証の申請手続きが必要と伝えました。その後、申告者は帰りましたが、1カ月以上を経ってやっと長期居留許可証や関連の手続き書類を持って来ました。これは書類不備の問題です。

この問題について、2種類の関連状況を企業家の皆さまと指導者に展開しましょう。外国人が長期居留許可証を持っている場合、中国に持って来る個人用物品で、最初に持ち込むものは、長期居留許可証によってすべて免税扱いです。しかし、20種の商品は例外です。この20種がどのような商品かはここでは羅列しませんが、後で文書番号を皆様にお教えします。これは1つ状況です。長期居留許可証がない場合は、大使館で受け取った有効期間が1年以上のパスポートを持って、つまり長期旅客と見なすパスポートを持って受託手荷物を持ち込むことはできますが、税金がかかります。このことを企業家の皆さんから社のスタッフに伝えてください。この場合、税金がかかるが、居留許可証を持っていれば税金がかかりません。また、居留許可証がなく、1年以上の長期のパスポートを持っている場合、初めて入国する時、本人が天津に到着した日から6カ月以内に、受託手荷物を中国に持ち込むことができます。以上は文書から抜粋したものです。

第2に、出国の際になぜ入国時の受託手荷物と完全に一致しなければならないのかと質問した方がいますが、これは事実ではないと思います。出国の時は、税関総署の規定に基づいて、入国時の物品を持って出国する場合、そのものに関する元の状況を申告すればいいのです。欠損した物もあるからです。万一現場の係員が必ず一致しなければならないといった場合、後で教える電話番号に問い合わせてください。現場のスタッフからの要求が私たちの規定と一致しないという可能性も排除できません。これは事実です。万一、一致しない場合、私たちは断固として是正します。

以上、税関が取り扱う長期居留許可証、短期居留許可証、また1年以上のパスポートといった証明書類について話しました。

指導者および企業家の皆さまに、関連するいくつかの文書番号を教えます。中国税関のウェブサイトで見つけることができます。

1つ目は税関総署194号署令で、中国税関のウェブサイトですぐに検索できます。そこに、先程申し上げた内容があります。もちろん、他の比較的専門的な内容もありますが、皆様はそこ

まで知る必要がないと思います。

2つ目の文書は、税関総署公告[2016]25号の公告です。

3つ目の文書は、税関総署公告[2016]55号の公告です。皆さまはこの3つの公告の内容を調べれば、今話した内容を確認することができます。

質問があれば、次の電話番号に連絡ください。84201468です。天津の番号で、固定電話です。ここで冷連松処長を呼び出してください。注意してほしいのは、天津に持ち込む貨物があれば、持ち込んだ際の通関申告書類と貨物をしっかり保管してください。今後の関連審査と出国時に使うかもしれません。

他部門にも関係する2つの問題のうち、一つは税務に関する問題です。税務関連では、通関申告終了後すぐに税金を支払わず、関連期日に払うので催促しないでほしいという要望です。これは、指導者に申し上げたいのは、中国政府、天津市共産党委員会と市政府、それから税関は通関手続きの効率化を重視していることです。通関手続きの効率化とは、いったん通関申告をすると、すぐにその商品を渡して、企業で使ってほしいということです。もし、私たちがすぐに渡したくなければ、それは中国政府全体の要求と一致しません。私たちは通関手続きの効率化を重視しています。通関手続きの効率化を進めるには、企業がすぐに貨物を運んでいくことが大切です。これは大多数の企業に有利だと思います。これは生産効率の向上と貿易・輸出の促進を重視するという要求に合致するものです。これは私の理解です。もし企業家の皆様が納税期限に余裕があり、しかも港で貨物を預けたほうが良いなら、一つの案を考えましたので、参考にしてください。皆様が通関申告さえすれば、すぐに貨物を持って行ってもらいたいです。持って行く前提は、税金を払うことです。税金納付は現在、一般の企業は税関や銀行とオンラインでつながっています。通関申告さえすれば、自動的に税金を引き落ろすわけです。税金を引き落とした後、貨物を引き渡します。つまり、10日ほど待つてほしいということは手続き上も、現在の大きな流れにも合致するものではありません。もし、通関手続きを済まし、貨物が到着してすぐに受け取りたくない場合、港で貨物を預けてほしいければ、通関申告をしないでください。通関申告をすれば、私たちはすぐに貨物を引き渡します。つまり、現在の通関手続きの効率化は別の視点から見ると、それは企業に急いで手続きを済ますと思わせないようにしていることです。これは私たちの考えと正反対のものであるかもしれません。通関申告をしないで、貨物を港で預け、使うときになって申告し税金を払って、引き渡してもいいですが、ひとつだけ申し上げたいと思います。税関法の規定により、通関手続きをしないまま、港で預

ける貨物の期間は最長3カ月です。3カ月を超えて通関申告のない場合、税関は持ち主のない物として売却処分まいります。企業家の皆さまもこの2点を良く理解してほしいと思います。

通関申告をすれば、私たちは効率よく通関手続きを行うよう促します。これは今年、特に国務院、天津市共産党委員会と市政府、趙海山副市長から、通関手続きの効率化を重視し、港の通関効率を向上させ、企業が貨物を持ち込んだ後、生産に使うことを促進することを要求しています。ただし、もし企業がすぐに申告したくない、税金を払うのを待ってほしいというのなら、それは私たちの現在の考えとは相反するものです。

続いて、先程交通運輸委員会の主任から話があった危険化学品の運輸・保管の通関申告の問題です。主任の話の他に、伝えたいことがあります。天津市共産党委員会と市政府の配慮のもと、天津港内ではすでに8類、9類の危険化学品の取り扱いが認可されました。8類、9類の他、現在、港内では1類と7類以外のすべての危険化学用品を埠頭で保管することができます。そして、交通運輸委員会がすでに埠頭での保管を認可した企業の貨物は、港に入れることができます。どういう方式で港に入るかというと、事前通関申告、船べり通関検査という方式です。ここで企業家の皆さまに伝えたいことは、このような状況の場合、貨物が海上運輸中であっても運送会社または船舶代理業者は前もって通関申告ができ、手続きを終えた後、審査に問題がなければ、船が港に着いたらすぐに通関検査を行い、貨物を受け取ることができます。ただし、これは危険化学用品に対する措置です。現在、私たちは危険化学用品の取り扱いをすべて拒絶しているわけではありません。

(人民銀行)

人民銀行関連の問題は3つありました。

一つ目問題は、ローン総額に制限を設けることについての問題です。人民銀行は金融機関に対して信用貸付規模の行政管理・規制を実施していません。私たちが知る限り、現在一部の金融機関が自身の分店・支店に対してローン限度額の管理を実施しており、ローン項目の価格とリスク等の要素に基づいて、各分店・支店間での信用貸付資金の分配を確定するという事です。これは金融機関の自主的な経営行為です。

実際これまで、管理部門は、实体经济への支援とサービスを強化し、实体经济の融資コストの引き下げに努めるよう、天津市の金融機関を積極的に指導してきました。近年、天津市の企業ローンの加重平均利率は実際、全国平均より低いです。これは事実上、融資コストが全国に

比べて低いといえます。これが一番目の問題です。

二番目と三番目の問題について、まとめて回答します。基本的には同じことのように思われるからです。二番目は外貨両替における規制の問題と大口送金に関する問題です。実際、中国では、経常収支の外貨両替が完全に実施されており、これには問題がないはずで、人民元資本項目の両替可能のレベルも徐々に高くなっています。ここ数年、外貨管理局は一連の「簡政放権（訳注：中央政府機構をスリム化して、権限を地方行政部門等に委譲すること）」措置を施行し、行政審査の一部項目の取消を行い、外国投資家が中国で直接投資した外貨管理の最適化を図っています。直接投資はすでに銀行に移管され、外資企業は直接銀行へ行って登録手続きを行い、資金の両替を行うことができます。融資の面では、企業は融資する必要がある場合、外貨管理局で登録手続きを行った後、その他の両替手続きは直接銀行で行うことができます。これには何の妨げも制限もありません。

大口送金という問題は、現在このような問題がないはずで、なぜなら企業は、経常収支項目であろうが資本項目であろうが、両替の需要が真実で規定に適合した外貨資金の両替業務であれば、この政策の支持と保証が得られます。銀行はこの規定に基づいて、業務を展開する必要があり、規定に基づいて資金の真実性に関する審査を行います。もし銀行の審査に問題がなければ、資金の送金は問題ありません。企業の正常な経営上の需要は保証されているはずで、企業が銀行でこの業務を行う妨げはないはずで、これで二番目と三番目の問題にお答えしました。

私たちに対するものなのかわかりませんが、日系の銀行に対する政府部門による調査と検査が非常に多いという問題が挙げられました。これは他の部門も関わっているかもしれません。人民銀行にも、外貨管理局にも、検査や調査の権利と職責があります。検査部門にも確かに検査作業の要求があります。しかし先程聞いた状況によると、ここ数年、事実上、検査部門が日系の銀行に対して全面的なコンプライアンス検査を行っておらず、ここ2、3年ずっと行っていないということでした。個別の、規定違反または異常の手がかりを発見したとき、それに関わったとされる銀行を調査する状況を排除できませんが、このような全方位的な、全面的なコンプライアンス検査は日系企業に対して行っていないようです。もちろん、この問題も人民銀行と外貨管理局に向けたものではなく、銀行監督管理当局または他部門に向けたものかもしれませんが、外貨管理局の立場から説明しました。

(天津市統計局)

市統計局が従事する統計作業は、厳格に「中華人民共和国統計法」に基づいて行われています。

統計作業は3つのレベルに分かれています。1つ目は国家統計調査項目、2つ目は部門統計調査項目、3つ目は地方統計調査項目です。この3つの統計調査はすべて関連の法律・法規に基づいて行われるものです。「統計法」の規定に基づいて、各種の統計調査の制度に規定する統計調査表には必ず調査表番号、作成機関、認可または届出の文書番号と有効期限等の印がなければなりません。これらは統計調査表の右上の明らかな位置に記されています。また、これは企業が合法的な表と非合法的な表を見分ける最も簡単な方法です。つまり、調査表の右上にこれらの票番号、制定機関、認可または届出の文書番号と有効期限があるかどうかを見ればよいのです。これらがなく、または有効期限の切れた統計調査表は、企業または統計調査対象は記入を拒絶する権利があり、同時に県級以上の政府統計部門に告発することができます。非合法的な統計に記入拒否する権利があります。

三番目の問題は、政府の部門間の十分な情報協力が触れています。現在私たちは天津市共産党委員会と市政府の統一された計画に基づいて、政府部門間の関連データの共有を推進しているところです。

(天津市教育委員会)

日本人学校の問題について応えます。

学校の問題について、先週、私たちは日本人学校の理事長、校長および教頭と意見交換をしました。その中で触れた一つの問題は、現在、日系企業の一部の従業員本人が天津で仕事しているものの、配偶者と子供を日本に置いてきているため、生徒数が減少している状況です。もう一つの問題は、学校の現在の場所は2006年に結んだ賃貸契約であり、賃貸期間は15年で、2021年8月31日に切れるということでした。つまり3年半後、日本人学校は移転するかもしれません。具体的なことについて、校長は移転するか現在の学校の場所を買収するのか、最終決定がなされていないと言っています。本日の会議後、学校と密に連携し、これまでと変わらず学校運営を支援するつもりです。同時に学校の需要に合わせて、私たちと関連の委員会はより質の良いサービスを提供します。

(天津市国土資源・建築物管理局)

私たちに関連するのも日本人学校の土地登録や賃貸に関わる問題です。これらはすべて、今後の学校のあり方かかっています。教育委員会が説明したように、現在、学校はある企業の不動産を賃借して校舎として使用しています。これは登記の問題が生じることがなく、学校と企業との賃貸の問題です。3年後、購入するのか賃借するのかがわかりませんが、私が思うに、私たち国土資源・建築物管理局のシステムの賃貸部門が年1回、賃貸価格を公布しています。それを参考にすれば、だまされることがないと思います。これが1つです。

賃貸企業についても公示している信用度を参考することができます。仲介企業の情報も確認したほうがよいと思います。主に民事契約について、企業家の皆さまにはよく見てよく考えてから行動することを勧めます。購入する場合、土地の登記、建築物の登記等手続きがあります。これについて私たちは出来る限り力になります。どの区にも不動産登録センターがあり、取引を指導する部門もあります。従って、購入する場合、事前に手続きの調査などを行う必要があれば、私たちも教育委員会と同じく力になります。

(天津市發展改革委員会)

今後のエネルギー発展の問題について、原子力発電などの方式への転換があるか質問が出ました。天津の設備は現在、主に石炭火力発電が中心です。石炭火力発電が中心といっても、天津市共産党委員会と市政府は石炭火力発電ユニットの省エネルギー・排出削減の取り組みを非常に重視しており、大気汚染防止取り組みの一環として徹底的に推進し、段階的な成果を上げています。先程環境保護局局长からも話がありましたが、天津市は2014年からすでに石炭火力発電ユニットに対して超低排出改造を行い、今のところ全市の石炭火力発電ユニットの超低排出改造が完了し、基本的に天然ガス発電ユニットの排出基準を達しています。また、環境保護局モニタリングセンターが統一的にモニタリングを実施しているので、天津市の石炭火力発電ユニットの排出はかなり低いです。

問題の中で取り上げられた原子力エネルギー等の方式への転換の可能性について、私たちは総合的に考慮し、国にも指示を仰いだ結果、天津市は原子力発電所の建設に適しないという結論に至りました。主に2つの要因があります。1つは天津市の地質が不安定であること。もう1つは天津市と隣接する北京市はともに大きな都市であり、2つの都市だけで人口が3,700万人に上り、人口密度が非常に高く、安全面の配慮からも、国は天津市と北京市周辺に原子力発電所

を配置しないでしょう。今後、天津市の第13次五カ年計画のエネルギー計画に基づいて、石炭火力発電ユニットの建設を厳格にコントロールし、将来、新しい石炭火力発電ユニット建設を認可しないかわりに、天然ガス発電、風力、太陽光発電、バイオマス等のクリーンエネルギー発電ユニットを重点的に推し進める予定です。

(天津市商務委員会)

天津市共産党委員会と市政府は外資企業と企業家の天津市での発展を非常に重視しています。10月16日、李鴻忠書記は自ら天津市企業工作会議を主宰し、一部の外資企業を招待して企業家の大切さを強調しました。先程、天津日本人会会長から挙げられた問題は、主に企業の経営環境に関する問題でした。総合的な問題について、私から皆様に回答します。

第1に、天津市が日系企業と定期的に会談することを希望するということですが、私たちは毎年いくつかの異なるタイプの座談会を開催しています。当然、日系企業も参加しています。これらの会議では、企業が経営・運営で直面している問題と困難を解決するよう努めています。また各種の交流活動と座談会には、趙海山副市長も基本的に参加し、会議で企業が挙げた問題を解決しました。同時に、私たちはさらにさまざまな方式でさまざまなタイプの企業と話し合い、問題を解決するために企業をサポートしています。私たちは引き続き、企業と政府との意見交換のプラットフォームを構築し、企業に協力し、さまざまな方法で問題を解決することに努めます。

第2に、法律・法規を制定する際、ほとんどの場合は前もって告知しています。今後、私たちは引き続き各関連部門が関連政策を制定・公布するとき、または告知的な政策を公布する時、事前に企業に通知し、また重大な政策や規定を公布するとき、説明会を開催し、企業のために事前説明を行い、周知徹底に努めます。同時に企業の皆さまが、政府と商務委員会のウェブサイトの情報に注目し、政策の変化を速やかに把握することを望みます。

第3の問題は、天津にすでに進出している企業に関心を持ってほしいということでした。この問題について、私たちは新しい企業の進出だけでなく、天津に進出した企業の発展にも大きな関心を持っています。今年、政府は基本的に新規企業と既存企業を差別せず、皆平等に扱っており、企業のために質の良いサービスを提供することを投資環境改善の取り組みの重点にしています。今年商務委員会は天津市共産党委員会と市政府と趙海山副市長の指導のもと、企業に協力して多くの難しい問題を解決しました。例えば日本人学校の問題に対して、私たちは関

連部門と協調して場所選定を支援しました。企業の発展の方向性についても協調しています。それから日系コンビニエンスストアの運営問題と日系小売店舗の開店に関連する問題も解決しました。7月28日、政府は再び座談会を開催し、趙海山副市長が講話し、各部門も挙げられた問題についてその場で回答しました。これらの座談会には一部の日系企業の代表も参加していました。もちろんすべての企業がこのような会議に参加するわけにはいきません。

全国運動会の期間中、危険物輸送禁止の問題について、私たちは趙海山副市長の指揮下で、公安局と積極的に交渉し、企業のために手を尽くしました。天津市の40社余りの外資企業のために、商務委員会は承諾書を発行し、全市900台余りの危険化学品自動車に対して通行証を発行しました。それには日系企業も含まれます。日系企業には200余りの危険化学品自動車通行証を発行し、企業の正常な生産経営活動を確保しました。今後、私たちは在天津企業の発展に一層注目し、企業のために問題を解決していきます。

他に挙げられた問題に、難易度に基づいて解決できないかという提案がありました。一部の問題はすでに解決方法があり、一部はすでに解決したといえます。しかし問題によっては、関連部門と協調して解決方法を検討するものもあり、そのため、今後、私たちは引き続きジェトロと密接に連絡を取り、意見交換を行い、企業の動態を速やかに把握し、企業の運営における問題を真に解決することに努めます。天津の経済と社会に対する日系企業の貢献とジェトロの私たちの仕事への協力に重ねて感謝します。

(西青区政府)

西青開発区の企業が挙げた生産制限の問題について、環境保護局からすでに明確な回答がありました。企業が関連の生産制限の通知を受け取っていないのであれば、生産制限の対象企業リストに入っていないということです。安心して生産活動を行ってください。今後、関連事項に対して不明点があれば、西青開発区の管理委員会にお問い合わせください。私たちは企業のために力を尽くします。

(天津濱海国際空港)

第1ターミナルの問題で不便をかけたことについて、深くお詫びします。

問題にお答えする前に、天津空港の旅客輸送の発展状況について簡単に話します。天津市の都市経済の発展に伴って、天津空港の旅客輸送人数は急速に増加し、ここ5年、利用客数は年

平均20%前後で増加し、今年の年間利用客数は前年比22%増の延べ2,060万人に達する見込みです。海外利用客数延べ246万人の中で日本の航空路線の利用客数は前年比24%増の50万人に達する見込みです。現在天津空港には6社の国内外の航空会社が就航し、日本への定期航空路線は9路線あり、東京、大阪、名古屋、青森、沖縄、札幌を含む毎週計46の航空便が運行されています。利用客数が急速に増加すると同時に、私たちも一貫してハードウェアへの投入を強化し、空港の運行保障能力の向上を絶えず図っています。

空港が現在使用している2つのターミナルは、総面積36万4,000平方メートルで、国際線と国内線に分けて運行しています。そのうち第1ターミナルは2008年4月に使用開始し、面積は11万6,000平方メートルです。もともとは国内線と国際線が共同使用していたのを、2014年8月に第2ターミナル使用開始後、2つのターミナルに対し機能区分を行い、第1ターミナルを国際線専用、第2ターミナルを国内線専用にしました。第1ターミナルを国内線と国際線の共同使用から国際線専用にするには、大きな改造が必要でした。そこで2015年から、チェックインエリア、待合室エリア、荷物仕分けエリアなどの区域の拡大を行いました。同時に、第1ターミナルの全フロアの改造プロジェクトを計画しました。このプロジェクトは去年末に民用航空局の回答、立案、フィージビリティスタディを得ています。現在、初步設計が完了し、近いうちに民用航空華北局に報告する予定です。このプロジェクトに許可された投資総額は5億元で、改造工程が完了後、年間延べ600万人の海外旅客の使用需要を満たすことができます。旅客出発ターミナルは3,300平方メートルから9,700平方メートルに拡大し、チェックインカウンター、セキュリティチェック、出入国検査、衛生検査、税関通路等の数も大幅に増加します。国際荷物受け取り場のベルトコンベアは現在の2本から6本に増やし、国際荷物受け取り場の問題を効果的に解決できます。

このプロジェクトは2018年8月に着工する見込みで、建設工事と日常運営を並行して行い、互いに影響せず運航停止のない方法で工事を進めます。国際線到着の荷物受け取りエリアは、2019年初めに使用開始できる見込みです。改造工事が正式に完成する前に、現場管理とその他の効率的な措置を強化し、国際線到着の荷物受け取りエリアの正常な秩序のある運行を確保します。

(天津市行政審査管理弁公室)

問題が2つ挙げられました。

第1は、行政審査のスピードが遅いということ。この問題について、人力資源・社会保障局と消防局から簡単に回答しました。ここ数年、天津市行政審査管理弁公室は関連の部門と共同で、一貫して審査効率の向上を推し進めています。審査事項の低減と移管、審査資料と審査段階の低減を通じて、審査基準化を図り、それと同時に、企業設立と投資プロジェクトの連合審査の実施、審査権の集中、行政審査局の設立等の措置を通して、行政審査の効率を大幅に向上させました。従って手続きのスピードが遅いというのは、どのような問題に対して言っているかがはっきりしません。

第2は、先程天津日本人会会長の発言の中で挙げられた、天津市経済開発区の審査と天津市審査ホールでの審査が一致していないことです。これは当然のことです。審査は等級審査を行っているので、開発区の審査事項と市の審査ホールでの事項は一致しません。基本的に、開発区での審査事項は、市の審査ホールで再度審査する必要はありません。天津市は現在、国务院の要求に基づいて、法律に規定された省級で審査する事項以外、すべて区クラスの審査機関に移管し、同時に必ず省で審査しなければならない事項については、委託という方式で、やはり濱海新区と天津市経済開発区に移管しました。したがって、この審査について、市の審査と区の審査が一致しないのは当然のことです。

また、天津市開発区の一部の審査は、開発区でしかできないものがあり、他の地区ではできません。例えば、危険化学品生産許可証は、南港工業区でしか審査できず、それ以外の地区では原則審査しません。

第3は、行政審査管理弁公室はすべての審査権のある部門と共同で、日系企業を含むすべての企業が提出した審査に関する具体的な困難に対し、特に部門をまたいだ審査に関する具体的な困難に対して、または審査において法律・法規に不備や不明確な点があった場合、協調して解決します。私たちは今年、地下鉄審査、天然ガス工事後の最後の段階、新環境保護法修訂後の建設プロジェクトとの連携問題等を協調して解決しました。これらのことは企業に歓迎されています。私たちは日系企業が問題を提出することを歓迎します。

天津市は企業と政府の交流に便宜を図るため、関連部門が公布した電話以外に、天津市政府は市民と企業向けの24時間ホットラインを開設しています。この番号は簡単で、12345番です。他のチャンネルで政府部門と連絡できないとき、この電話番号に掛けてください。受けたすべての電話に対してフォローアップし、問題を関連部門に回して処理を行います。処理の過程で監督・指導し、重要な問題については市政府に報告します。例えば日系資本の問題等、趙海山副

市長に報告しています。どうぞこの電話を利用してください。

(在中国日本大使館 飯田博文公使)

本日の会議を主催した趙副市长はじめ天津市政府の方々に厚くお礼申し上げます。名簿をみても50名以上の市当局の関係者が参加されています。部局の数で言うと26以上で、これだけ多くの部局の方を招集するのは容易なことではないと思います。改めて感謝申し上げます。本会議の準備に尽力した堂之上所長はじめジェトロの関係、永田会長はじめ天津日本人会の日系企業の皆さまにも、改めて大使館として敬意を表したいと思います。

手短かに発言したいと思います。日中関係が今、大変良い雰囲気改善の傾向にあります。11月には東南アジアで安倍総理が習近平主席、李克強総理それぞれと個別に首脳会談を行いました。先週は250名を超える日中経済協会のミッションが北京市を訪問し、李克強総理と会見しました。それぞれの会見の場で、日中間のビジネス、貿易投資を促進していくべきだということで意見が一致しました。こういった大きな環境変化の中で、この会議が開催されたのは大変時期を得たものだと考えています。今日の会議は、天津市政府の方々から大変真摯に回答をいただきました。本日の会議で明確になったことが数多くあると思います。ただ時間の関係もあり、本当はもっと質問したいということもあるかもしれません。ぜひ企業の個別の相談に積極的に対応いただければと考えます。電話番号を教えていただいた課長もいらっしゃいました。ぜひその点もお願いしたいと思います。それから、難しい問題であればあるほど、企業が個別に相談するのは勇気がいることです。説明会、セミナー、そういった機会も引き続き積極的に主催していただけると大変ありがたいと思いますし、もちろんこの非常に重要な本日の会議についても、継続的に開催いただけると大変ありがたいと思います。それから、先ほど、新しい企業だけでなく古い企業を大事にして欲しいという意見がありましたが、まさにその通りです。天津市に愛着を持っているのはここにいる日系企業の方々ですし、新しい企業が立地先を探すときに一番参考にするのは、天津市に既に長年働いている日系企業の声です。ぜひ日系企業を引き続き大事にしていただければと思います。政府としても、民間のビジネスを促進するために引き続き努力をしたいと思っています。社会保障協定の問題も陳情の中に入っていましたが、これもまた合意にむけて引き続き交渉をやっていきたいと思います。また大使館としても天津市は非常に重要な地区なので、引き続き天津市政府との関係を強化していきたいと考えています。本日、本当に皆さまお疲れ様でした。ありがとうございます。

(天津市商務委員会 張愛国主任)

ありがとうございました。在席各部門から補足することがありませんか。

天津市各関連部門は、天津日本人会会長が天津の日系企業を代表して挙げた困難、問題、提案に対して回答し現場での解決を行いました。在席の企業の方、先程の回答に対して何か質問がありますか。または他の問題がありますか。

ないようですね。

今日の会議は1つのきっかけに過ぎないと思います。私たちのサービスは長期的なものなので、何か問題があれば随時連絡ください。

(趙海山副市長)

尊敬する飯田博文公使、堂ノ上武夫所長、永田岳彦会長、日本の各企業家の皆様。

北京からはるばるこの座談会にいらっしゃった飯田博文公使に大変感謝しております。天津市の日系企業の発展と天津市の発展を非常に重視していることをひしひしと感じています。また、一貫して天津市と日系企業との交流の促進に尽力いただいた堂ノ上武夫所長にも感謝申し上げます。張愛国主任が言った通り、李鴻忠書記が古い友人である日本貿易振興機構の石毛理事長に会いました。そして、今年の前半、天津市とジェトロとの協力覚書を締結しました。この覚書では、双方が共同で定期的に天津における日系企業の発展、天津市政府が提供するサービス、政策、環境の評価を行い、交流を促進し、共同発展を推進することが明確に記載されています。今回の会議のために、長い間日系企業の提案と意見を伝えるために、多大なる尽力を賜りました永田岳彦会長および天津日本人会に感謝します。今日は 会議の成功を収めることができ、大きな意義を持っていると思います。中国共産党第19回全国代表大会が成功裏に閉幕したばかりで、中国にとって、これは歴史的な意義を有する会議であり、天津市では第19回全国代表大会の精神を学習し徹底的に実行しています。この中で、天津市は、中央が公布したばかりの52号文書に基づき、企業を奨励し、企業のためにより良い経営環境を作り、企業家精神を発揚するために、天津市企業家工作会議を開催しました。この会議で、天津市は「天津八条」を公布しました。その内容は、中央の要求を徹底的に実行し、企業のために力を尽くし、経営環境を提供するなど8条の施策です。これらの内容は非常に具体的なもので、現在、私たちも速やかな実施を推進しています。このような時に、天津政府と進出日系企業との意見交換会を

開くことは、天津市共産党委員会と市政府が日本側との協力と交流、特に天津市における日系企業の発展を非常に重視していることを示すものです。この会議の前半で申し上げましたが、天津日本人会は、日系企業が天津での発展において直面した問題と提案を収集するために多大な努力を払いました。これは私たちにとって非常に貴重なことです。なぜなら経営環境の向上と企業へのサービスの提供ために、特に狙いがはっきりしている措置が必要だからです。今やこれを問題志向と呼びます。問題からさまざまな仕事の方向性が見え、これらの問題を解決することで、制度の盲点と改善すべき点を把握し、方向性を決めます。これらの措置は今後の経営環境の向上、制度の整備、サービスレベルの向上のために、優れた素材を提供しています。

私たちは日系企業との関係を非常に重視しています。今日、日系企業と関連がある部門はすべて会議に参加し、前もって万全な準備を行いました。問題を完全に理解したわけではありませんが、努めて回答しました。特に環境保護局と安全生産監督管理局の2つ部門は、全体の発展においてますます重要な部門になっており、中央においても地方においても、企業と付き合う機会がますます多くなっています。現在の発展は以前と違います。以前は急速な発展、規模効果に頼ることが多かったものの、今は質、効果と利益、エコ発展、そして人民の利益と一体化した安全な発展をより重視しています。このような新しい持続可能な発展理念は私たちの現在の仕事においても、政府においても、ますます重要になっています。そのため、この発展理念はさまざまな新しい問題などに関わる可能性があり、日系企業の皆様、日本の方にもこれを理解していただきたいと思います。中国の発展は今新しい時代に突入し、その発展理念、関心の重点も、以前の発展の速度から発展の質へと転換し、特に人と環境との協調的、持続的な発展の質と効果を一層重視しています。

また、私たちは天津市、特に李鴻忠書記が提案した天津市が企業へのサービスにおいて、全国のトップを目指すことを貫徹実施します。私たちが産業第一、企業家第一を提案したのは、企業を第一にし、政府は企業のために力を尽くすという理念です。この面では、日系企業は一貫して天津経済発展の重要な力であり、全体の発展において、重要な役割を果たしています。多くの企業は改革開放の初期という比較的早い時期に天津市に進出してきました。特に開発区は当時、全国でも知名度が高く、そして、その高い影響力で全体の発展において重要な牽引的、模範的な役割を果たしました。天津市共産党委員会と市政府および各部門は、日系企業の天津市の経済、社会の発展に対する貢献を覚えており、非常に感謝しています。今後、日系企業の発展のために、よりよいサービスを提供したいと思います。

この機会を借りて皆様にお話したいことがあります。

第1は、天津市の発展の鍵、つまり李鴻忠書記が言った発展の根と魂は、開放、改革およびイノベーションにあります。なぜ開放を大切にするのでしょうか。天津市は600年余りの歴史があり、発展の源は一つの渡し場です。当時、南方の食糧を首都に運ぶために、南運河を通じて天津に運び、その後北運河を通過して北京に運んだのです。海河の河口が海外との貿易の拠点となり、この埠頭ができました。天津市はつまり天子の渡し場と呼ばれ、当時開かれていた物流と海運により始まりました。そのため、すぐれた人物を広く受け入れるという都市文化の土台がしっかりしています。実力のある人であれば、誰でもここで事業を起こすことができます。天津市は開かれた都市であり、また、その発展は開放によるものであるといえます。近代において、天津市が急速な発展を遂げたのも開放によるものです。改革開放40年を迎えます。TEDA開発区は中国のすべての沿海開放地域の開発区ランキングで継続して1位を占めています。改革開放当時のTEDA開発区は中国で最もよい投資環境を誇り、その後、濱海新区が開発され、国家戦略に組み込まれました。今、また歴史的なチャンスを迎えつつあります。中国共産党の第19回全国代表大会で提出された「一帯一路」「京津冀協同発展」「長江経済ベルト」という国の三大戦略のうち、天津市は2つを占めています。京津冀協同発展は天津市の発展の重要な戦略であり、また、雄安新区は国の特別な戦略的配置で、今後、京津冀が共同で作り上げる世界級の都市群になります。これから、中国では三大経済ベルト、つまり、長江デルタ、珠江デルタ、そして京津冀経済ベルトが形成されます。北方地域と比べると、南方地域は発展がより早く、開放度が高く、市場化レベルも高いです。しかし、京津冀経済ベルトは中国が未来と世界に向けて、イノベーション型経済、知識経済、グローバルな経済発展を目指す重要な戦略的配置です。今後、京津冀地域はゴールデン・トライアングルを形成し、より多くのハイエンド資源を結集し、イノベーションを主な駆動力とした産業構造が一層強化されるでしょう。そして天津市は北方の港湾都市として、京津冀全体の配置において、北京市・天津市・河北省を立脚点とし、華北、西北および東北地方をカバーし、北方の門戸になることを目指します。天津市の地理的位置は上海市と同じです。上海市は長江デルタを立脚点とし、長江経済ベルトをカバーしています。天津市はその独特な地理的位置により、「一帯一路」を含む国の大きな戦略的配置における今後の戦略地位が決められ、海上シルクロードの起点と陸路シルクロードの起点であり、そして、中国・モンゴル・ロシア、中央アジア5カ国を連結する合流点でもあります。

中国共産党第19回全国代表大会の後、習近平総書記が報告の中で、全面的開放の新しい枠組

形成の促進を一層明確にしました。より高い領域へ、より広い範囲へ、より大きい開放へ、ということです。この視点から見ると、中国の開放の門は閉ざされることはなく、ますます大きく開かれるでしょう。これまでの歴史の中で、鎖国すれば発展が遅れ、開放すれば発展するということがはっきり示されています。天津市は北方の門戸として、国の開放という戦略の中で、率先してより速やかに、より広く開放するという責任を担っています。天津市の発展の歴史とその形成、これまでの発展の経験、未来に向けた国家戦略と天津市の発展の方向から見ても、今後、天津市は国の全体的配置、戦略的配置に基づいて、必ずより開放し、国際的な大都市に向けて一層邁進するでしょう。

日本人の皆様、日本の企業家の皆様に安心いただきたいです。天津は今後、より密接に交流と協力を進め、皆様の意見に耳を傾け、問題志向に基づいて、そして国際的な高い基準に基づいて、徹底的に開放を推進していきます。また開放において、私たちの発展が以前とは違う点に注目してほしいです。イノベーション、生態環境、協調、持続可能な発展といった新しい理念をより重視し、必ず天津でこれらの五大発展理念を実行します。一部の問題は、私たちの発展理念の転換によるものであるかもしれません。以前はあまり重要ではなかった問題が、現在、ますます重視されていることもあります。今後、私たちはますます意思疎通と交流を強化していきます。

この点について、天津市政府も十分承知しています。第11回共産党代表大会では、将来の発展における5つの現代化天津の建設が提出されました。その内容は、1つ目にイノベーション発展による現代化天津の建設、2つ目に開放は鍵、開放的包摂的な現代化天津の建設、3つ目に生態に関連する環境にやさしい住みやすい天津の建設、4つ目に民主法治の現代化天津の建設、5つ目は文明の幸福な現代化天津の建設です。今後、私たちは理念先行を堅持します。現在、天津市全体は開放が進行中で、理念先行、思想解放が求められているからです。政府の各部門は天津市共産党委員会と市政府の全体計画に基づいて、思想の解放、これを「打开大脳的津門」といいますが、知恵を絞り出し、世界の新しい理念を真に吸収し、同時に天津市の発展のレベルからだけでなく、それを国の大きな戦略的なレベルから認識します。

また、改革の取り組みを強化しなければなりません。なぜなら天津市はまだ多くの体制上の改革を行わなければなりません。例えば、現在、国有企業の改革を大きく推し進めていますが、今回は全ての国有企業に対する全面的な改革であり、すべての企業は混合所有制改革を行ってもよいのです。これはまさに大掛かりな改革です。さらに、天津市は開放の先駆者として改革

をリードしていきます。

第2に、天津市の今後の発展も開放にあり、取り組みの方向性も開放にあります。現在、国務院は中央でも天津市でも多くの政策および措置を策定し、今後、外資の効率的な利用、外資企業の天津市および中国での発展のために、政策措置を含む多くの制度的取り決めを策定しました。私たちの取り組みの核心は、経営環境のグローバル化の確立です。未来の発展のソフトパワーであり、ハードパワーより大切です。市政府は取り組みの方向性を示した7号文書の「投資サービスおよび経営環境のさらなる最適化についての意見」、26号文書の「対外開放の拡大および外資の積極利用についての若干の意見」、さらに「天津市の開発区改革およびイノベーション発展促進についての実施プラン」を公布しました。TEDAのような国レベルの開発区は天津にはまだ多くあり、これらの開発区はずっと開放の先駆者でした。今後、これらの開発区も一層開放し、より強力な改革を必要とします。そのため、さまざまなレベルで開放の度合いを推し進めていかなければなりません。

この過程で、開発区を含む濱海新区は現在、さらなる開放という新しい任務を担っています。最近の国の開発区評価の中で、TEDAは依然としてランキングの上位に入っています。開放の度合いを含む総合実力から見ると、天津市は一貫して北方の最良の都市、最良の地域です。京津冀の協同発展戦略によって、天津市は北方の経済中心として最も活発な地域になるでしょう。現在、北方地域全体の構造転換と高度化の任務が重く、特に東北三省の任務はかなり重いです。例えば、華北では、河北省の鉄鋼業、内モンゴル自治区と陝西省の石炭業は構造上の問題を多く抱えており、産業構造の転換と高度化に迫られ、任務は重いです。天津市も古い工業都市で、自身の構造転換と高度化に取り組んでいます。環境保護、生態環境、安全生産などに力を入れていることは構造転換と高度化の実現のための重要な措置です。

すでに良い兆候が現れています。ここ10年、天津市のGDP平均成長率は12%に達しています。これは天津市にとって、歴史上経済成長が最も速い時期です。しかし、速度ばかりでなく、企業の質、企業の持続的成長の原動力およびイノベーション駆動の原動力の転換を一層重視します。構造については、もともとの速度偏重から、イノベーションによる発展に切り替えなければなりません。この過程で絶えず企業の構造転換と高度化を推し進め、企業の発展のために力を尽くします。

最後に申し上げたいのは、天津市の希望、未来の発展も開放にあるということです。天津市と企業の皆様との協力の見通しは非常に明るいです。

中央政府はすでに52号文書を公布しています。この文書は企業へのサービス提供について明確な要求を出しています。政府部門が「天津八条」を学習する時、52号文書をも真剣に学習することを提案します。この文書中の1条は今回の会議と直接な関係があると思います。つまり、政府が政策を策定する時、特に企業に関連する政策を策定するとき、必ず企業に意見を求める、ということです。特に法執行、監督管理部門は、会議の後、52号文書の内容、特に、企業関連の政策の策定と実施は常に、企業に意見を求める必要があるという言葉をしっかり学習してください。そして、環境等の公共の利益のために企業に対して要求を提出する政策を策定するとき、必ず企業と意思疎通を図り、政策を実施する場合は、猶予期間、つまり移行期間を設定しなければなりません。日本人会が提出した問題、そして私が収集した問題から見ると、今後、企業の環境改善への要求がますます高くなると思います。大気汚染が深刻化し、企業がここでいられなくなり、多くの子供たちが帰国しました。実際、私たちは皆さまと同様、環境がよくなることを願っています。企業も措置の実施を長期的に見ていると思います。しかし、これらの措置と政策の実施にあたった、いかに国際慣例に適合するかが大切です。政策を公布する前に、皆様との意思疎通のために、説明会を開き、また実施する前に移行期間を設定し、事前の準備期間を与えることは、国際慣例に適合することであり、また中央52号文書の明確な要求でもあります。各部門はこれをしっかり学習し、貫徹しなければなりません。

第2に、政策に具体的な要求が含まれることは問題がないと思います。国が違うから、当然要求が完全に同様であるわけがなく、これについて、統一した基準がありません。しかし、ここで経営活動を行う企業は、前もって経営計画を立てられ、その経営活動の状況を予測できる環境が必要です。新しい施策が実施されたとき企業も前もって相応の準備を行うことができ受動的ではありません。特に今、グローバル化経営と受注が進み、政策の変化で企業の経営活動がとまると、受注もなくなります。罰金が科されることは経済的損失のみならず、その後、企業の名誉が損なわれ、その後の発展に影響を及ぼします。私たちは外資企業の皆様にサービスを提供しているので、グローバル化の下で、予測ができなければ、企業が大きなリスクを抱えることを理解しています。そのため、今後、政策を実施する時、予想可能ということを一層重視しなければなりません。これはキーワードです。予想可能な環境を整え、将来一定期間にどのような状況なのかを皆さまに知らせること。これは、今後、私たちの重要な仕事であると考えています。

本日の会議は、とても有意義だと思います。多くの問題が挙げられています。私は張愛国主

任と先程話をしましたが、私たちが抱えている多くの問題はほとんど事務的なもので、具体的ものであるといえます。裏返せば、私たちの日常の意思疎通体制が完全ではないことが浮き彫りになっています。私たちは毎年、政府部門と企業とのマッチングという形で問題を解決することに頼ってはなりません。さきほど、張愛国主任と相談しましたが、商務委員会の外資処は専門のスタッフを配置し、また、日系企業だけでなく、外資企業を管理する天津市外商投資企業協会も、最近の環境保護問題と安全問題について、この面の専門家を集め、企業にどのような影響を与えるかを専門な研究を行うとよいと思います。問題を年度交流会で提出するのではなく、日常的にこのようなサービス、研修、交流を提供します。このサービス体制を確立し、こうすれば日常の中で問題が発生したら速やかに協調でき、問題が解決できない場合、私を含む政府部門が動き出します。この面について、今回の会議を通じて、サービスメカニズムを構築し、来年から、天津日本人会と連絡を取り合って、そちらが問題の収集を行い、こちらはその需要に基づいて、専門家を招いて、私たちの政策および考えを速やかに伝え交流していくことを考えています。こうすれば効果がよりよいと思います。

また、EU商会、米国商会等ともこのような連携を取ります。この点について、張愛国主任とも話しましたが、今日反映された問題および今後、提出される問題について、パンフレットを作成するといいいでしょう。事例として2つの面に分け、1つは企業経営レベルで問題があった場合、私たちの部門に関連する小さい事例冊子を作成し、後でどのように解決したかの内容を書けば、同じような問題にあったときの解決方法がわかります。もう1つは従業員の生活と出入国に関連することで、2つの事例のパンフレットを作成します。各部門が日常業務で接触したこと、また、日本人会が提出した典型的な問題に基づいて小冊子を作成します。こうすれば皆様がふだん時間のある時に見ておけば、日常の問題を解決し、仕事や生活に支障が出ず、仕事に専念することができます。

天津市は、中国では早期の、そして北方地域最大の自由貿易試験区でもあります。今後の目標も皆様にお伝えしましょう。私たちは中国共産党第19回大会で提出された自由貿易試験区のアップグレード版、つまり自由貿易港の建設を研究しています。この自由貿易港は今後、自由貿易試験区をカバーし、現場の業務を移管し、税関は基本的に国境をまたいだ業務ができます。貨物は最後に入港したときに申告開始します。これにより、私たちの今後の発展業態に新しい優位性が生まれるので、皆さまに注目してほしいです。特に中国（天津）自由貿易試験区は中国においても非常にユニークもので、京津冀を立脚点としながら、日本や韓国など東北アジア

に向かっています。つまり、さきほど説明した北方の発展を推進します。今後、自由貿易試験区の国境をまたいだ業務は、日本と韓国とより密接な連携関係を構築する必要があると思います。嬉しいことに今、日本と中国、それから韓国と中国の関係は徐々に回復してきており、業界も一貫して緊密な提携関係を維持しています。未来の発展という視点から、天津の未来の発展は東北アジア、日本および韓国を重視し、自由貿易試験区と自由貿易港を利用して新しい業務を開拓し発展させます。もちろん、これらの作業の前提は、高い水準と国際規則に合わせたグローバル経営環境を構築することです。この経営環境の特徴とは法制化です。先程多くの方から話があったとおり、どんな政策の実施も、まずは法の依拠がなければなりません。利便化の実現も大切です。今、経営環境全体の利便化は効率向上につながります。この面では、今後、OECDとグローバル経営基準の体系に基づいて、評価システムを確立することを開始したいと思います。各部門は、管轄下の経営環境を評価し、問題を発見し絶えず改善に努め、全体のグローバル化レベルを高めていきます。

将来の発展の中で、天津市はさらに国際化を推し進めます。今年、天津は第1回世界スマート大会を開催し、来年は第2回を開催予定です。来年の夏季ダボスは天津市で開催する予定で、また12月には「一带一路」国際港湾都市フォーラムを開催し、「一带一路」戦略を活かし、国際港湾都市との連携関係の構築を目指します。未来の発展において、中国の重要な戦略である「一带一路」や京津冀の協同発展の勢いを借りて、天津市はさらに開放してこそ、新しい五大理念に基づいて発展の質、効果と利益および持続可能な発展の要求を一層重視することができ、大きく発展することができます。今後、外国企業による天津市での投資をより重視し、お互いの意思疎通と交流を強化し、相互に建設的に働きかけあう局面を形成します。私たちは新しい発展時期の新しい理念に基づいて、企業の発展のために、法制化、国際化、利便化といったサービスを提供します。今後、天津市はより開かれた姿勢と広い心で国内外投資家が天津市で投資することを歓迎します。もちろん、まず、現地の企業によりサービスを提供することが大切で、これは基礎でもあります。そして、新しい投資を誘致することも大切で、この2つのことは非常に重要です。私たちの共同の努力を通じて、未来の発展の見通しは非常に明るいものであることを信じます。企業の皆様が天津市と同じようにチャンスをつかみ、共に発展していくことを望みます。

2017年がまもなく終わります。ここで前もって、天津市の日系企業、日本人の皆様が、よい正月を過ごされることを願います。

ご清聴ありがとうございます。

(天津市商務委員会 張愛国主任)

今日、皆様とプロジェクトの拡大、協力の拡大、天津市の日系企業の発展への支援をめぐって、意義ある交流をしました。在席の天津市の関連部門は、日系企業が提出した問題に回答し、解決できるものはその場で解決しました。趙海山副市長は天津市の発展、対外開放、投資環境、特に企業へのサービスについて明確な要求を出しました。市の関連部門は会議の後さらにまとめと研究を行い、2冊のパンフレットを作成するために素材を提供してください。また一部の問題に対して、日系企業とさらに具体的な意見交換を行ってください。天津市商務委員会と外商投資企業協会は、総合的な協調の役割を果たし、効果的な措置を積極的にとり、企業のために質の良いサービスを提供します。

(趙海山副市長)

質の良いサービスの提供について、天津日本人会会長が最初に言いましたが、去年は1回会議を開き、いくつかの問題を挙げましたが、今年になって、一部の問題は完全に解決されていませんでした。そこで今年は時間の関係で、会議では十分に交流できないので、今日こちらの部門が回答したことについて、日本人会の方はもう一度整理しまとめて、満足のいかないものがあれば挙げてください。商務委員会と外商投資企業協会はこれらの問題を1つ1つ解決していきます。会議が終わった後、フォローアップしないのはいけません。1人1人が、具体的な問題をどのように解決するか、または制度をどのように整備するか等について、具体的な計画を確定しなければなりません。このようにして、毎回到提出された問題を真に解決することができます。また、日本人会にお願いして、これから、私たちの回答に対する意見をフィードバックしていただきたいと思います。私たちも今後、まとめと研究を行います。

(ジェトロ北京事務所 堂ノ上武夫所長)

趙副市長、商務委員会においては、時間を超過しながらも丁寧なお答え、それから副市長から大変今後に向けての心強い総括がありました。去年、ジェトロの理事長が天津市書記との間で確立した協力が、今後より実りある物となっていくものと思います。私ども北京におりますが、天津日本人会、天津市政府とともに、両国の関係発展のために力を尽くしていきたいと思

っています。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

以上

(注) 本資料は、座談会での発言をテープ起こしし、中国語での発言は日本語に仮訳し、ジェトロで整理したものです。本資料はご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

※禁無断転載